

平成 2 5 年 第 5 回 定例会
(第 1 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 25 年第 5 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 25 年 6 月 10 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 6 月 20 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 25 年 6 月 20 日 午後 4 時 28 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	林伸行	○
総務課長	竹俣信行	○	生涯学習課長	伊藤同	○
総務課主幹	松橋正樹	○	生涯学習課主幹	佐藤美則	○
総務課主幹	齋藤昭一	○	学校給食センター主幹	成田信雄	○
住民企画課長	鴫田憲治	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
住民企画課参事	石橋吉伸	○	農業委員会事務局次長	川口昌志	○
住民企画課主幹	横山智	○	選管局長	竹俣信行	○
住民企画課主幹	伊藤泰広	○	選管次長	松橋正樹	○
保健福祉課長	山田英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川篤	○			
特養園長	徳田博一	○			
特養主幹	五十嵐正美	○			
産業振興課長	深田知明	○			
産業振興課主幹	川口昌志	○			
建設課長	江草智行	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
会計管理者	房田敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	小野寺祥裕	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	6番 藤原 英男 7番 山内 彬
2			会期の決定	自6月20日 2日間 至6月21日
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5			一般質問	
6	議案	53	津別町子ども・子育て会議設置条例の制定 について	
7	〃	54	津別町地域福祉計画策定委員会設置条例 の制定について	
8	〃	55	津別町スクールバス条例の一部を改正す る条例の制定について	
9	〃	56	津別町立へき地保育所条例の一部を改正 する条例の制定について	
10	〃	57	津別町下水道設置条例の一部を改正する 条例の制定について	
11	〃	58	北海道市町村総合事務組合規約の変更に ついて	
12	〃	59	北海道町村議会議員公務災害補償等組合 規約の変更について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	60	財産の取得について（小型スクールバス）	
14	〃	61	財産の交換について（除雪ドーザ）	
15	〃	62	財産の無償貸付について（小規模多機能型居宅介護事業所）	
16	〃	63	平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）について	
17	〃	64	平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
18	〃	65	平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
19	〃	66	平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
20	〃	67	平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
21	〃	68	平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
22	〃	69	平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について	
23	報告	5	繰越明許費の繰越しについて（津別町一般会計）	
24	〃	6	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
25	〃	7	株式会社相生振興公社の経営状況について	
26	〃	8	例月出納検査の報告について（平成 24 年度 4 月分、平成 25 年度 4 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまから平成 25 年第 5 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
6 番 藤 原 英 男 君 7 番 山 内 彬 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6 月 21 日までの 2 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 6 月 21 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げます。

ます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。本日ここに第5回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第4回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております17件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、紺綬褒章の受章についてであります。丸玉産業株式会社（取締役社長大越敏弘様）が、本町への多額のご寄附により、平成25年3月30日付けで紺綬褒章を受章されましたので、6月6日に褒状の伝達式を行ったところであります。

丸玉産業株式会社からは、平成20年度より丸玉産業森づくり基金として、多額の寄附をいただいております。多年のご厚意に改めて感謝を申し上げます。

次に、寄贈についてであります。6月3日、津別町交通安全協会（会長 柳瀬輝彦様）、津別町防犯協会（会長 佐々木利明様）より、スクールバスに貼り付けて交通安全と防犯を啓発するマグネットシートのご寄贈をいただいたところであります。

ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有効に活用させていただく所存であります。

次に、国家公務員に準ずる職員給与削減額支給措置の取り扱いについてであります。本町におきましては、削減を行わないと判断したところであります。その理由につきましては、一つ目は、これまで職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事院勧告を遵守して行っており、今回のように地方交付税を絡めた要請に疑問を感じているところです。

二つ目は、平成15年度の定期昇給凍結措置をはじめ期末手当の職務加算の凍結や一部廃止、管理職手当の削減、特殊勤務手当の削減など独自削減を実施しており、平成17年度までの3年間で4億5,000万円ほどの削減を行っており、以降、平成20年度まで規模を縮小しながらもさらに給与の削減を図ってきました。

また、職員数の削減についても事務事業の民間移譲や退職者の不補充により、平成5年に174人、平成15年に154人だった職員数を本年度は117人とし、全国の自治体における職員削減平均を大きく上回る対応を行ってきました。

三つ目は、本年3月定例議会において「自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書」が採択されており、この趣旨を重く受け止め、地方経済に与える影響等も考慮し、削減しない判断をさせていただいたところであります。

次に、津別峠開きについてであります。6月2日、津別観光協会主催による交通安全祈願祭と峠開きが執り行われ、観光協会、商工会、議会、津別警察官派出所、津別町交通安全協会、網走南部森林管理署、美幌観光物産協会、摩周湖観光協会、めまんべつ観光協会、弟子屈町、屈斜路プリンスホテル、ランプの宿森つべつの参加を得て、訪れる皆さんの安全を祈願したところであります。

当日はあいにくの雨模様でしたが、山鳴太鼓保存会による勇壮な演奏が披露され、本格的な観光シーズンの幕開けにふさわしい峠開きとなりました。

なお、今年も峠開きに先立ち、5月25日に郵便局の職員の方々に施設周辺の清掃をしていただき、毎年継続されているボランティア活動に対し、深く感謝を申し上げます。次第であります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。6月1日、本町在住の山本き

よ様が 100 歳の誕生日を迎えられたことから、今後とも益々のご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところであります。

次に、殉公者追悼式についてであります。6月15日、雨の降る中、幸町「平和の碑広場」において、戦没者のご遺族をはじめ、ご来賓、関係者など54名のご臨席をいただき、厳粛のうちに追悼式を執り行いました。

今なお、世界に戦火のやむ日はなく、大戦から学んだ尊い教訓を語り継ぎ、参列された皆様とともに、平和への誓いを新たにいたしましたところであります。

次に、くりん草フェスティバルについてであります。6月15日から6月30日まで、津別観光協会、ノンノの森ネイチャーセンター、ランプの宿森つべつの共催によるロングイベントとして、上里町民の森自然公園とランプの宿森つべつを会場に、クリンソウ群生地の散策や森の音楽会、森林セラピー体験、森林ヨガ体験など多彩なイベントが開催されており、訪れた方々は一面に咲く可憐なクリンソウを堪能されているところです。今年も多く地域からおいでいただけることを期待するものであります。

次に、農作物の生育状況についてであります。本年は春先からの天候不順により播種作業等が大幅な遅れとなり、生育状況においても全作物に遅れが生じております。6月15日現在の作況調査では、秋まき小麦は2日遅れ、てん菜は7日遅れ、馬鈴しょは12日遅れ、玉ねぎは8日遅れとなっております。

引き続き関係機関と連携を密にし、適切な指導を図ってまいります。

次に、建設工事等の発注状況についてであります。6月6日現在、一般土木工事関係については、一般廃棄物最終処分場土堰堤整備工事ほか6件、5,197万5,000円(24.8%)、一般建築工事関係については、津別小学校校長住宅建設工事ほか5件、3,466万円(19.2%)、上・下水道工事関係については、上水道事業量水器更新工事ほか4件、884万1,000円(46.4%)、設計等委託業務関係については、小規模多機能居宅介護事業所用地確定測量業務ほか11件、6,295万8,000円(83.5%)で、平成25年度予算分については、総額1億5,843万4,000円、32.7%の発注率となっており、今後も適時発注に努めてまいります。

また、「学校施設環境改善交付金事業」に係る平成24年度繰越明許分の発注につき

ましては、一般建築工事関係については、津別小学校耐震改修工事、4,641万円（100.0%）、設計等委託業務関係については、津別小学校耐震改修工事監理業務197万4,000円（100.0%）、総額4,838万4,000円ですべて発注を終了しております。

引き続き、本日の付議々件について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第53号「津別町子ども・子育て会議設置条例の制定について」は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成27年度から5年間の計画となる子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、住民各層の意見を計画に反映させるため、子ども・子育て会議の設置条例を制定しようとするものであります。

議案第54号「津別町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について」は、社会福祉法の規定に基づき、平成27年度から平成31年度までの地域福祉計画の策定及びその推進を図るため、地域福祉策定委員会の設置条例を制定しようとするものであります。

議案第55号「津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について」は、東岡線は、スクールバスとして運行しておりましたが、沿線住民の利便性を考慮し、混乗スクールバスに変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第56号「津別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について」は、本年4月1日から事業を開始している一時保育事業の条文について、字句の訂正が必要なことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第57号「津別町下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、本年3月に変更しました津別町特定環境保全公共下水道事業計画に基づき、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第58号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」、議案第59号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」は、北空知圏学校給食組合の加入に伴い規約の変更が必要なことから、地方自治法286条第1項の規定により変更協議をすることとなり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第60号「財産の取得について」は、平成7年1月に導入した大型乗合バスを小型スクールバスに更新するため、6月3日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札

者 網走郡美幌町字美芳 18 番地 2、旭川トヨタ自動車株式会社美幌店店長 長尾和也と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 61 号「財産の交換について」は、平成 24 年度の繰越事業で、本年度に財産の交換を予定しておりました除雪ドーザについて、6 月 12 日執行の随意契約の結果に基づき、落札者 北見市東相内町 934 番地の 5、北海道川重建機株式会社北見支店支店長 名畑宏昭と契約を締結しようとするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 62 号「財産の無償貸付について」は、第 5 期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護のサービスを提供する事業所の整備を行うことについて、円滑な運営と良質な地域密着型サービスの確保が図られるよう、公募選定事業者が財産を無償で貸し付けるものであり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 63 号「平成 25 年度津別町一般会計補正予算（第 3 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,008 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 53 億 1,059 万 6,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、4 月の人事異動及び共済費等の負担率改定による人件費並びに国が定める平成 25 年度公共工事設計労務単価の決定に伴う事業費の精査並びにふるさと定住促進事業、町営住宅整備事業、防災対策経費の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、人件費を除く補正の主なものについて歳出、歳入の順で申し上げます。

歳出では、総務費で町史編さん経費を 208 万 6,000 円の減額、財政調整基金積立金として 100 万円の追加、町有建物等維持管理経費を 414 万円の減額、町有住宅営繕事業として 128 万 8,000 円の追加、ふるさと定住促進事業として 795 万円の追加。

民生費で、地域福祉計画等策定業務として 57 万 7,000 円の追加、介護サービス事業特別会計繰出金として 260 万 5,000 円の追加、集落維持・活性化促進事業として 156 万 9,000 円の追加。

農林業費で、農業委員会活動経費として 325 万 5,000 円の追加、戸別所得補償制度

推進事業を 168 万 2,000 円の減額、経営所得安定対策直接支払推進事業として 219 万 3,000 円の追加、地域材利活用推進事業として 112 万円の追加。

土木費で、道路橋梁維持整備事業として 373 万 8,000 円の追加、町道整備事業として 219 万 6,000 円の追加、町営住宅整備事業として 1,614 万 9,000 円の追加、町営住宅等建設整備事業として 134 万円の追加、特定公共賃貸住宅建設整備事業として 146 万 5,000 円の追加。

消防費で、防災対策経費として 2,139 万 2,000 円の追加。

諸支出金で、過年度支出として 7 万 4,000 円の追加。

歳入では、国庫支出金で 829 万 9,000 円の追加、道支出金で 460 万 3,000 円の追加、財産収入で 396 万 3,000 円の追加、寄附金で 99 万 9,000 円の追加、繰越金で 1,411 万 8,000 円の追加、諸収入で 2,000 円の減額、町債で 1,810 万円の追加をするものであります。

このほか、継続費補正として変更 1 件、地方債補正として追加 1 件を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 64 号「平成 25 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 449 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 2,460 万 1,000 円とするものであります。

歳出は人事異動による人件費の減額であり、歳入はこれに伴う一般会計繰入金を減額し、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 65 号「平成 25 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 78 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4 億 6,681 万 6,000 円とするものであります。

歳出は人事異動による人件費の減額であり、歳入はこれに伴う一般会計繰入金を減額し、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 66 号「平成 25 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 260 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 790 万 1,000 円とするものであります。

歳出は平成 25 年度公共工事設計労務単価の決定に伴い、特養及びデイサービスセン

ターの外壁等改修工事費の追加を主なものとし、歳入はこれに伴う一般会計繰入金を追加し、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 67 号「平成 25 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 206 万 2,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 4 億 2,246 万 2,000 円とするものであります。

歳出は共済費の負担率改定による人件費の減額、個別排水整備事業の浄化槽設置工事の追加を主なものとし、歳入はこれに伴う受益者分担金、町債等を追加するとともに、地方債についても限度額の変更を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 68 号「平成 25 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,259 万 8,000 円とするものであります。

歳出は共済費の負担率改定による人件費の減額、歳入は、これに伴う一般会計繰入金を減額し、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 69 号「平成 25 年度津別町上水道事業会計補正予算(第 2 号)について」は、収益的収入及び支出で、収入において消費税還付金等を追加し、支出においては人事異動及び共済費の負担率改定により営業費用に 229 万 7,000 円を追加するとともに、附帯事業費用に水道本管、導水管等の事故に対処する修繕用資材として 44 万 4,000 円の追加を行い、収益的支出の総額を 1 億 2,072 万 9,000 円とするものであります。

資本的収入及び支出では、支出において美都地区工業用導水管移設工事として 338 万 1,000 円を追加し、資本的支出の総額を 4,734 万 6,000 円とするものであります。

また、議会の議決を経なければ流用することができない経費の変更を行い、補正予算の編成を行ったものであります。

以上、提案議件について申し上げますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げます、行政報告並びに提案理由の説明にかえる次第であります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第5、一般質問を行います。

通告の順に従って、順次質問を許します。

平成25年第3回定例会に引き続き、一問一答の試行として、1回目は一括質問一括答弁とし、2回目から一問一答とします。答弁を含み一議員60分以内であります。

それでは、7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君）〔登壇〕 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、2項目につきましてご質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、宿泊施設についてお伺いをしたいと思います。この3月から町内の主要な宿泊業者が相次いで休業及び廃業の方向としており、本町の観光及び町内経済及びこれから本番となりますスポーツ合宿等に多大な影響が出てきております。町として今後の対策と考え方についてお伺いをしたいと思います。

次に、2項目目でございますが、津別高校の存続問題についてお伺いをいたします。この問題については、3月の定例会において伺ったところでありますが、この春、津別高校への入学者数が18名となり、キャンパス校2年目として成果を出せないまま来年以降厳しい状況になると思われまます。4月以降の検討経過についてお伺いをしたいと思います。

次の2点について、津別高校振興対策協議会での協議状況及び津別高校側との対策についての協議経過について、今後生徒確保に向けた対策の内容について、この2点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林 伸行君）〔登壇〕 それでは、先に私の方から2項目目のご質問でございます津別高校の存続問題についてお答えいたします。

はじめに、ご質問の1点目、高校や振興対策協議会との議論の状況及び協議経過についてご説明申し上げます。

津別高校につきましては、議員ご承知のとおり高校校長、教頭が4月の人事でお二人とも異動されております。高校は道の教育機関ではありますが、地元中学卒業生の30～50%が入学する大切な教育施設であり、喫緊の課題でもあります地元高校を存続

させるため、小中高の連携強化は必要という考えの下、教育委員会といたしましては新しく着任された校長、教頭と4月以降、高校の振興・存続についての協議を7回、このうち1回は教育委員会全員で高校視察を行っています。新しく着任された校長、教頭は、学校経営なども自らの使命とともに、町側の思いもしっかり受けとめてくれており、着任早々津別高校は残さなければならないとの強い意志を持って、精力的に取り組まれていることをまずお伝えいたします。

振興対策協議会との協議につきましては、高校が窓口、事務局であり、高校からは新たな魅力づくりなどの案を早々にまとめ、7月中には対策協議会と協議する予定というふうにお聞きしています。

次に、質問の2点目の生徒確保に向けた対策の内容についてお答えいたします。

まず26年度入学数を20人以上確保することは少しの猶予もない、まさに待ったなしの状況であり、この厳しい課題をクリアするためには、1つは地元中学からの入学をできるだけ多くする取り組み。もう1つは地元だけでは基準数値の確保は厳しいため、近隣から津別高校に来てもらうための取り組み。この2つを同時並行で進めることとしています。

そのためには、高校全体として一枚岩で対応する必要があることから、全教職員を対象に26年度入学数を確保する取り組み。さらに、新たな魅力づくりや校風づくりへの提案を含めたアンケートを5月に実施し、そのアンケート結果を基に去る6月6日に職員会議を開いて当面の対応について一定の方向性を出されています。その当面の対応策としては、地元及び近隣中学校にこれまで津別高校が取り組んでいる実践結果が見えていないことへの対応で、各種資格検定の取得結果や2年連続進路100%達成、毎年の国公立大学への入学の実績などをしっかり認識いただけるよう伝えていく。また、中学校の生徒や保護者に、津別高校に対し誤った認識を持たれていることへの対応。例えば、やりたい部活ができない、レベルの高い大学に行けない、生徒指導に手を焼いていることなど、過去のことが今もあるように誤解されているなど、これらを払拭しないと町内外からの学生を確保できないことから、実践結果、現在の姿を見える化を図っていく必要があるということで、高校のホームページをブログ風に変え、いつ何があったなど最新情報を届けるよう早速刷新しています。

また、学校の概要を見やすくまとめたリーフレットを 1500 枚作成し、6 月 18 日に津別町内、美幌町内への全中学校を校長、教頭と一緒に回って説明したほか、7 月上旬までに北見市内への中学校 11 校全てを回る予定。さらに、ポスターを 100 枚作成し津別、北見等の主要施設や商業施設に張るほか、学校案内を 7 月に作成し中学校訪問、父母説明会において活用する予定と聞いています。

小中との連携では、6 月 27 日、高校にて中学校の父母等にも案内をいたして進路講話を予定しているほか、7 月 19 日には中学校とネットトラブル講演会への合同聴講、そのほか英語・理科・家庭科などの教科について高校教員による小中学校への出前授業も既に打ち合わせを行うなどの取り組みが始まっています。

新たな魅力づくりは、何が特効薬となるかはなお検討を要するところですが、地元はもとより町外からの学生確保には学力向上は重要課題であり、既に取り組んでいる学び直しに加えて、中位・上位の成績の生徒の学力を伸ばす取り組みが検討されています。学力向上に向けては、何にどのように取り組むかは授業改善、教員の意識改革など、学校内部の体制も変えていく必要があるため、教職員としっかり詰めて取り組んでいくという考えのほか、経済的な支援策も案としては出ているようです。さらに、町内の中学生が現在取り組んでいる部活も、学年ごとに人数等を調査しており、希望が多い部活の新設も柔軟に考えたい意向であります。教育委員会といたしましては、地元中学生や保護者に理解をしてもらうためには、中高連携は不可欠であるとの考えから、この 5 月から定例の校長会、教頭会の会議に津別高校の校長、教頭にも出席してもらっており、お互いの情報交換や連携事業、振興対策等の協議を行っています。

ただいま申し上げました取り組みの大半は、待ったなしの現状を打破するために、すぐに取り組むが必要な事業が中心となっています。これと並行いたしまして 3 年先、5 年先を見据えた取り組みも当然必要であり、今後に向けての取り組みは高校や振興対策協議会とも連携し、協議してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、私の方から宿泊施設の関係についてお答えしたいというふうに思います。

町内にある2軒の宿泊施設におきまして不幸な事故と火災が発生したことから、現在、いずれも営業が休止されており、町の観光はもとより地元商店街など、さまざまな経済活動への影響が懸念されているところです。第5次津別町総合計画を進めていく上におきましてもその影響は大きく、スポーツ合宿事業をはじめ、町内外の各団体や協議会などの交流事業をどのように継続させていくか大変重い状況になっております。

この2軒の現在の状況についてであります。奥さんが不幸にも旅先で亡くなられたファームステイ「ティエラ」については、売却を前提として、これまで数件の話し合いが行われているようですが、今のところ売却には至っていないと聞いております。今後、話がまとまり、営業が再開されることを期待したいというふうに考えております。もう1軒の、建物の一部が火災となりました富田旅館については、年齢上のことから修復して営業を再開するという考えはなく、廃業も視野に入れ、町などに対して土地、建物の寄附も考えられているというふうに聞いています。

商工会、観光協会、スポーツ合宿実行委員会などの団体は、宿泊施設の必要性について一致した考えであり、近く町に対し要請行動があると聞いています。こうした要請内容も充分拝聴した上で、町としてできることを検討し、議員の皆さんと協議を重ねながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございますが、まずは、受け手を見つけることが先決であり、方法として公募を行い現地説明会により受け手となる方の確保を図るべきではないだろうかというふうにも考えているところでございます。

なお、今年度の合宿事業につきましては、既に対策を整えているということですので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 2項目めの津別高校の存続問題でございますが、ただいま教育長よりそれぞれご回答をいただいたところです。この津別高校の問題については、もう早くからこういういわゆる存続問題について懸念をされてきたところではありますが、ただ、これまでの対策としては、生徒への支援等通常の対策で進んできたというふうに思われます。少子化も原因と思われませんが、町内の生徒数も減少しつつあると。

近隣町村も同様だというふうに考えているところです。今、教育長からいろいろ今後の問題含めて振興対策協議会と高校側の経過、考え方について受けたところでありますが、特に公立高校の学校配置計画案、平成 26 年から 28 年度の概要が示されておりますが、先般小清水高校が 28 年度から高校募集停止というふうな計画が出されているところでもあります。いわゆる高校配置計画の中で示されている条件いろいろあると思いますけども、募集停止となる考え方としては、中卒者数の状況、学校の規模を募集定員に対する欠員の状況、地元からの進学率など総合的に勘案されて、この募集停止ということになるのではないかというふうに概要には書かれております。津別高校を残すのであれば、今までのやり方は恐らく変えなければならないということで、来年に向けて予算上のこともございますが、早い時期に来年に向けての町としての支援策含めて検討すべきでないかなというふうに思いますので、まずその点について考え方について再度お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） まず、高校の配置計画、この地域別検討会が4月の23日、北見市で行われました。これは、道教委の方が主催して開いているわけですけども、この中で今後の公立高校の配置に対する考え方が道から示され、そして集まった教育関係者、首長から要望等を聞くというふうな内容の説明会でありますけども、この協議会の中身そのものは、ほとんどは道が考えていることを説明する会だというふうなことで、地元の意向がそこで取り入れられるかというふうなことはほとんどないなというふうな印象を受けて帰ってきたところです。私も発言求められて発言はしたんですけども、そのことがどう反映されるのか今後推移を見守りたいというふうに思っていますけども、ほかの地区で協議会に参加した首長等からも、本町の場合でいうとキャンパス校の20人という基準、これが例えば18人になった次の年に20人になるかもしれないけども、たまたま2年連続して20人を切っているとといったようなときに、その20という数字が絶対なのかというふうな話もされて、それは3月の道議会の中で高橋教育長も答えてますけども、20という数字は現在のところ絶対的に下げられない数字だというふうなことであります。それは、一定規模の生徒の集団が必要だと。それは教育水準の維持を図るためにそういったことは必要だというふうな観点から、まずは

この20人ということをして2年続けて切ってしまうと、非常に厳しい状況になるなというふうにとらえているところです。そうした考えから、今年25年度入学で20人を切っておりますので、26年度の入学で20人を切るというふうになると統廃合の対象になってしまうという危機意識を持って今取り組んでいるところであります。そうしたことを踏まえて、町の唯一の高校でありますし、先ほど申し上げましたとおり地元の5割近い、少なくとも3割ぐらいの生徒が津別高校に入学するというふうなことで、その高校がなくなるということは、キャンパス校のできた経緯からしてもやっぱり遠距離通学余儀なくされると。通学に難しさがあるということでキャンパス校になったという経緯からしても、高校がなくなるということは非常に精神的な負担、親の負担そういったことにも伴ってくるんでないのかなというふうに思っているところです。何とか今年残すためには、今町内あるいは近隣の中学生、それから保護者の皆さんが津別高校に持たれているイメージ、そういったところを変えてもらいたい。それは、先ほど申し上げましたとおり、今現在もあるかのような誤った認識も随分あるんでないかというふうなことで、それはしっかり払拭していく必要があるだろうというふうなことが、まず一番先に手を掛けなければならないことだというふうに思っています。

決して津別高校に入った時に良い大学に行けないかということはありませんし、そういうきちんと実績も残してますし、そのことが伝わっていなかったというふうなこと。そういったことから校長、教頭は、できるだけそのことを払拭するために自ら回って説明し、理解を求めるというふうなことで今行動しているところであります。

山内議員おっしゃる今までのやり方ではなくて、新しく何かに取り組む必要があるんじゃないかということでもありますけれども、それは今高校の方で先生も12人から10人に今年減ってしまったと。そういう厳しい状況の中ではありますけれども、非常に前向きに取り組んでいこうという考え方で一致していますので、まず高校の考え方、そこをベースに考えていきたいなというふうに思っています。当然、町の方というか教育委員会としての思いというものは伝えてありますので、その辺含めてどう取り入れてもらうかというのが、ちょっと議論の経過を待ちたいなというふうに思っています。そういった中で、今現在早急に取り組まなきゃならないものについては、振興対策会の予算を使わせていただいて、今現在取り組んでいくということで新たな予算は

今のところ伴わないのかなというふうに思っておりますけども、次年度等以降に向けて新たな対策、新たな魅力づくり、校風づくりということに対して予算が伴うということであれば、これはまた9月、12月の議会に提案させていただくようなことになるかもしれないということで、今考えているところであります。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） これまで、振興対策上いろんな支援策を講じてきたと。かつ、直接振興対策とは結びつきませんが、海外派遣もずっと過去行ってきたと。そういうものが、いろんな原因があろうと思うんですけども、なかなかこの振興対策につながらないものが出てきたんではないかなと、そういうふうに思われるところです。

さて、教育長が先ほど初めてアンケートを実施したということでお話があったわけなんですけど、このアンケートについては生徒のみならず父兄の方にもアンケートを取ったのかどうか含めてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 先ほど答弁いたしましたアンケートにつきましては、高校の教員、教職員に対してアンケートを取って、自らの学校をどういうふうにしていくのかということの意見交換するための材料として取ったということでありまして。なお中学生につきましては、3月の末に当時の2年生を対象に高校に対するイメージだとか、そういったことについてのアンケートを実施しています。父母に対してはアンケートは取っていません。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） やはり地元の中学生在が地元の高校へ行くか否かというのは、判断する大きな要因としては進学の問題も当然あろうと思いますけれども、自分のクラブ活動含めて、恐らく北見等の学校を選定するんではないかなというふうに思います。今、親よりは生徒の判断の方が強いのではないかなというふうに思いますけれども、生徒のどういうふうに関心を持って進学先を選ぶことについてのきちっとした考え方、生徒の考え方について把握するのが大事ではないかなというふうに思いますけれども、この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 生徒の意向ということでありませけれども、まず進路決定の判断材料としては、やっぱりいずれは皆さん職業人になるということで、どういう職業に就きたいとか、どういう生き方をしたいとか、あるいは自分のこれからの人生をどんなふうと考えていくのかということが大事な要素だと。それにあわせて自分の学業の成績だとか、あるいは自分の興味、関心、今申しあげました興味、関心の中には当然部活が入っているんだというふうに思います。それから、家庭の経済力といったものもあって、そういったものを総合的に勘案して方向づけをされるというふうには理解しています。生徒だけの考え方というふうな部分で申しあげますと、先ほど中学生に対してアンケートを取ったというふうに申しあげましたけれども、3月の19日に中学校2年生を対象にアンケート、学校説明会の中でアンケートも一緒に取ってるというふうなことです。そういったアンケートの結果、例えば津別高校がこんな高校だったらいいなということに対しての設問もあって、それに対してもお答えいただいています。そういったことも踏まえて、職員間の中でそれらに対する考え方を整理して、今回の中に一部出てきているというふうなことでありますので、大人だけが考えてるとか、学校側だけが考えてこういった対策をとるということではなくて、そういった根拠を基に何が効果があるのかと、どんなことを望まれているのかということについて、ポイントを当てて今対策を立ててるということでご理解をいただきたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） まず、いろんな問題があるのはわかりますけれども、津別高校が普通科だけでいいのかと、そういう問題があるのではないかなと。やはり魅力を持った学校づくりはわかりますけども、この少子化含めて普通高校だけでは恐らく津別高校については、この先厳しいものがあるのではないかなというふうに思います。やはり入学される生徒が、将来の自分の職業にいかにかける教育含めて、そのあたりを考える必要があるのではないかなというふうに思います。津別は林業の町であり、豊富な森林資源を持っていると。そうした中で、その地域の資源を生かした津別高校に変えるべきというか、総合学科校を検討して普通高校と林業科、いわゆる林業を将来職業とする生徒をそこに育成する学科を設けて、津別高校を将来とも存続させ

る道はあるのではないかというふうに思いますが、その点について考え方についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） ただいまのご意見は、今後の学校をどういうふうにしていくのかと。総合学科をつくるような学校経営にしてくのか、あるいはキャンパス校にしてくのか、そのままキャンパス校にしてくのかというふうなことの議論になっていくかと思えますけれども、当面先ほど申し上げましたとおり、今年どうするかということがまずやらなきゃならないことだというふうに思っています。それで、今年どうするかということについての議論をまず優先させて、次に向けて先ほど申し上げました新しい魅力づくりだとか、校風づくりだとか、あるいは高校のタイプ、どんなタイプの高校をつくっていくのかということについては、それは今後3年、5年先の見据えた、そういった対策の中で考えさせていただきたいなというふうに思っているところです。まずは、今年どうするかということに全力を傾けたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 当然、今年含めて来年どうするかという問題が、最重要課題かと思いますが、オホーツクの中学区校配置計画案によりますと、これは津別高校が含まれておりますけれども、平成25年度から32年度までの8年計画、この中にいわゆる29年から32年までの見通しとして、地域キャンパス校に指定されてる学校につきましては、5月1日の在籍1学年の人数が20人を切ると、いわゆる再検討が必要というふうにされておりますけれども、今私が申し上げたこの存続を目指すのであれば、総合学科を設けて、いわゆる地域を生かした学科を取り込んだ中で、高校存続させるべきでないかと。この林業というのは、北海道でも津別は、林産業非常に健闘して企業が存続していると。かつ、これから林業のいわゆる技術者含めて高齢化が進んでいるというふうに今聞いているところです。そういう今早い時期に、これを道教委含めて津別町として強く求めていって、なんとか津別高校が存続できるように検討していただきたいなというふうに思います。再度この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 町内の卒業生の推移を申し上げますけども、今年度 53 人、以降 26 年度 41、40、49、33、37、32、39 というような形で主に 40 人前後が卒業生というふうな形が続きます。その中で、キャンパス校の存続条件は 5 月 1 日現在の 1 年生が 20 人以上、それから地元の中学卒業生の入学者が 50%、そして今後も入学の増が見込まれるというようなことが存続の条件であります。今申し上げました 40 人前後の数字の 50%で 20 人、20 人を確保するということが本当に非常に厳しいなというふうには思っています。こういったことを踏まえながら対応していかなければならないというのが一つありますし、もう一つは今総合学科の話をされましたけども、過去に総合学科の設置についても検討された経過があるというふうに記憶しております。それがなぜ実現しなかったのかということについては現在存じておりませんので、その辺も検証しながら、将来どういった形で津別高校を存続させるのが望ましいのかということについて高校、協議会、それから中学校等ともしっかり協議をしていきたいなというふうに思っていますので、これについては時間がかかると思っていますので、多少時間をいただきながら検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 7 番、山内彬君。

○7 番（山内 彬君） 次に、宿泊施設についてお伺いをしたいと思います。町長からそれぞれご回答いただいたところではありますが、津別の人口規模の町としては、市街地に宿泊施設がないというのは異常なことではないかなというふうに今考えているところです。この民間の宿泊施設でありますから、相手側のそれぞれ意向もあろうと思いますけれども、今 3 月から状況を見てみますと答弁にもありましたが、なかなか難しいと。いわゆる町内でそれを引き継ぐ方もいないというふうに聞いてます。これが町の経済界含めて長引くということは、非常に町のイメージ含めて悪くなるというふうに思うところです。それで、まずお伺いしたいのは、一般的な観光経済含めた宿泊の関係とスポーツ合宿の宿泊の関係と 2 つにわけて、この 2 つを分けた中で宿泊施設を検討すべきでないかなと思います。いわゆる経済関係、観光については大規模な宿泊施設は現状では必要ないかなというふうにも思いますけども、スポーツ合宿につきましては人数的に大きな施設が要すわけですけども、現在町民会館を利用してやっ

てますけれども、それは長く利用するわけにはいかないのではないかなというふうに考えますけども、まずこのスポーツ合宿のための宿泊施設をどういうふうに考えているのか再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） スポーツ合宿の関係では、この間契約を結ぶということでティエラさんとスポーツ合宿期間中貸していただくということで、料金を払って、そして食事についてはお隣の日本ミートさんがやっていたというので、今年はその形でNTTにしても、あるいは筑波大学、名城大学それぞれラグビー部ですけれども対応可能ということになりました。ただ、NTTさんが言っていたのは今年の話であって、来年以降も引き続いて同じ条件ではなかなかトップリーグとしては難しい、練習環境というか芝とか練習する場所はいいんですけど、宿泊環境が非常に厳しいとなると来年以降はやっぱり検討せざるを得ないというお話も伺っているところでございます。

そこで、2つとも民間の建物ですので、なかなか町の方としてすぐに援助しますとか何とかというのはなかなか難しいなというふうに思っていて、先ほど言いましたようにまずはそれぞれが動いていますので、1つのティエラさんの方は全部全てを売りたいということですので、貸してほしいという方は随分来られているようですけども、売るということになるとやっぱり値段の折り合い等々いろいろあるかというふうに思いますけれども、その協議がまだここに決めるということにはなっていないということですので、何とか来年までに向けてはそういう形でうまく決まっていけばなというふうに希望を持っているところです。

富田さんの部分については、焼けておりますので6月の今月の14日、私も中を見せてもらいました。しばらくたっていますので煙のにおい等々はだいぶ落ち着いてまして、ただ水を随分かけてますので廊下が歩くとちょっとぶよぶよしたような感じがありまして、そこはご主人、奥さんともどもこの後やっぱり引き続いてやっていくには、やはり年齢的に非常にこれから投資をしてやるということにはなかなかならないねということで、じゃあだれか代わりにやってくれる方があれば譲るという方法もあるんじゃないかということで、契約しています公認会計士の方ともいろいろ協議をされた

ようですけれども、その中の1つとして、会計士の方から例えば町に寄附をするということも1つの案じゃないでしょうかというお話が出たということで、そんな話も聞いてるところですけれども、町が受けて今ランプの宿を指定管理で行ってもらってますけれども、もう1つ同じようなものを持つということは大変ちょっと厳しいかなというふうにも思ってます、できればやはり富田さん、そして私どもも支援しながら公募してみると。これは、町内に限らず町内も、あるいは町外の方にも同じく公募して現地を見てもらって、そしてもし仮にやるという人が出てくれば、その人がどのようにやろうとしてるのかと。今必要な部分だけ改修してやろうというふうな方もいるかもしれませんが、これを機会に全部部屋をバス、トイレ付に直してみたいとか、あるいは全部壊して新たなものを建てたいとかわかりませんが、そうなったとき今例えば町も支援を考えたいというふうに思ってますけれども、規模によっては大変な金額にもまたなるということもありますので、まずは見ていただいて、私としてはこうやるというようなことをできるだけ早いうちにやって、そして後がまが決めれば、皆さんとここまでなら支援できるかというようなことを、協議させていただいて進めたいなというふうに思ってます。できるだけ早い方が特にNTTさんが常宿にしていますので、今年は何とかばらけて泊まってもらって対応してくれるということですが、来た時あるいは雪が降る前ぐらいには、来年の方向性が決まってくるようなことに何とか持っていきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 町長の答弁の中で、いわゆるなかなか受け手が見つからないという状況で、方法として公募を行うと。現地説明をしながら受けての確保について

図っていくべきではないかという考え方を示しておりますけども、ただ、この公募するのは、何か条件を支援策とかいろんなことを考えた上で公募するのか、そのあたりのただ公募を行いたいということをお答えになってますけども、もし具体的に考え方があればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 公募をするのは本人がするというので、町が公募するというのではなくて、その中に主体としてやるのは自分の持ち物ですから、それぞれが話をする。その公募の媒体に例えばうちのホームページを使っていいですよとか、いろんな提供しながら、そして町としてスポーツ関係の合宿は例えばどんなふうになってるのとか、そのやってみようかなという人が情報をやっぱりきちんと聞くためには、うちの職員もその中に入って説明していくのが受け手としてはよりわかるのではないかなというふうに思ってます。それで、例えばやるという人が出てきた場合、どこまで支援できるのか。支援しようという考えは自分にはあるんですけども、議員もご承知のように以前企業条例をつくって平成8年から平成16年まで約4億2,000万ぐらいろいろな、この中には富田館さんも入ってますし、農協のスタンドだとか、のんきやさんだとか、セッションだとかさまざまな所がこういったものを活用して店を新しくしたり、規模を拡張してきたりしてきておりますけれども、そういった例を町として持ってますので、そういったことも実際に助成する上では、検討に加えながら対応していくというのもあるのではないかなというふうに考えてます。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） やはり、なかなか手を挙げる方はおられないのではないかなというふうに思います。今最後に町長が言われたやはりこれは町として企業等振興条例みたいなのをまたつくられて、やはり支援策をきちっとした中でやるのが望ましいのではないかなと。これは町の責任として一端、これはあるんでないかなというふうに思います。

それから、NTTは暫定的に町民会館を使って、今年のみに対応ということで聞いておりますけれども、これ急がなければ来年の対応には間に合わないというふうに想定されます。そうした中で来年NTTが来ないということになったとしたならば、そ

のままでいくのかどうか、そのあたりについて町長の考え方について伺いたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） NTTの部分については、今年そういう分宿をしてまたこの町に来ていただけるということになっています。来年は、先ほど言いましたように同じ状況であれば他町村に泊まって、そして会場はこちらを使うような形になるのではないかなというふうに思いますけれども、来年度に向かって来なくなったらどうするというのではなくて、来年はきちっとなるような形で、個人財産という難しいものがありますので、そこでかかわれる範囲の町としてのかかわり方という、それも後はやってくださいということではなくて、町としても支援する方策を考えていきたいというふうに思っています。その支援策を最初から決めていいものなのか、それとも例えば上限を決めていくらか何とかというふうになると、それがいいのかどうなのかというようなことも、正直議員の皆さんと例えば全員協議会等々含めてしっかり議論していかなければ、なかなか決まる問題でもないなというふうに思っているところです。ただ、恐らく皆さんの中でも何らかの支援というのは、そして必要なものであるという認識では多分一致しているのではないかなというふうには思っているところなんですけれども、そのやり方、そのこのところがどこまでが可能なのかっていうところは、今後皆さんと詰めていきたいなというふうに思っているところです。まずは、やはりやってみようかというふうに思っている人が町内にいるのか、おられないのか。あるいは、町外だったらおられるのか、どうなのかということもありますので、そういう方たちにやはりこの日にまずは中を見てくださいということで、こういうふうになってますけれども恐らくそういう人たちっていうのは、そういう知識を持った方が来るとすれば来られるんだと思いますので、そういう情報を来られる方にきちんと伝えて、そして判断していただくということで、それがだめだった場合というのは、またその後考えなくちゃならないのかなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） スポーツ合宿は、町長もご存知のとおり本町は過疎化が進むと、その中で短期滞在型の観光含めて交流人口の拡大推進という町の政策でこれまで

大規模な施設を整備して進めてきたと。そういう観点から、やはりその対策については、町の責任としてやはりやるべきものだとそういうふうに考えますので、今後そのあたり含めてひとつ鋭意努力をして、これまで進めてきた町の政策をこのままある程度衰退しない中で進めていくように、町長にやっていただきたい希望を含めて一応これで私の質問について終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 基本的には推進していきたいという考え方の中で、どういう形でできるかということを考えていきたいなというふうに思ってますし、また議員もスポーツ合宿の実行委員長をされておりますので、その要請書の内容をまた詳しく見ながら話し合いを進めていきたいというふうに思ってますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告いたしました2点についてお聞きをいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目の津別町住生活基本計画についてであります。平成23年度から住生活基本計画に基づき、公営住宅及び特定公共賃貸住宅整備が進められておりますが、その進行状況と今後の住宅整備をどのように進めていくのか、以下2点についてお聞きをしたいと思います。

まず一つ目は、まちなか団地の最終整備年度は基本計画どおりに進んでいるのかどうかということでもあります。また、二つ目として、市街地区以外の集落地の公営住宅整備についても、基本計画に沿って進められようとしているのかお聞きをしたいと思います。

次、2点目の職員住宅の整備であります。ようやく今年4戸の職員住宅が整備されることになっておりますが、まだまだ職員住宅あるいは消防職員住宅の不足は明らかであります。今後も継続的に整備をしていくという考えがあるのかどうか含め、以上2点についての考えをお聞かせ願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 村田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、ただいまの村田議員さんのご質問についてお答えしたいというふうに思います。

まず1点目の住生活基本計画についてですけれども、その中でまちなか団地の最終整備年度は基本計画どおり進んでいるかどうかというお話でございます。平成21年3月に策定しました津別町住生活基本計画におけるまちなか団地整備基本方針につきましては、まちなかにおける新規団地用地としまして旧営林署用地を選定いたしまして、旭町団地と一体的に活用することとしまして、まちなか団地は平成22年度から平成25年度の間、46戸を整備することといたしました。旭町団地につきましては、平成26年度と27年度の2年間で20戸を整備することにしたところでございます。

これまでのまちなか団地の整備状況につきましては、平成22年度に12戸、平成23年度に16戸、平成24年度に10戸の合わせて計38戸を買い取りいたしまして、残りは8戸となっているところです。計画では、まちなか団地は本年度に整備を完了することになっておりますけれども、建設予定地であります国有地の取得が進まなかったことから先に旭町団地を整備することとしまして25年度と26年度の2カ年間の買取事業として進めているところです。現在の見通しとしては、まちなか団地残り8戸については、本年度に国有地の買い取りを行い、平成27年度に整備をすることとしているところです。したがって計画の順番が一部変更になりましたけれども、まちなか団地と旭町団地計66戸の整備は、予定どおり平成27年度に完了する予定でございます。

次に、集落地の公営住宅整備も基本計画に沿って進められるのかという点でございますけれども、現在、公営住宅全体の整備につきましては、平成23年3月に策定いたしました公営住宅等長寿命化計画に基づいて進めておりまして、本岐団地につきましては、昭和36年度、42年度、48年度に建設いたしました16戸を平成29年度と30年度に取り壊し、平成30年度に4戸、31年度に4戸の計8戸を整備することといたしているところです。活汲地区につきましては、昭和59年度から62年度までに建設した

8戸を平成28年度に個別改善、改修を行うこととしているところです。相生地区につきましては、公営住宅がないため計画そのものはございません。今後とも国や町の財政状況を勘案しながら住生活基本計画と公営住宅等長寿命化計画を適期に見直しながら、公営住宅の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、職員住宅の整備についてであります。現在の職員住宅の多くは、昭和50年度以前に建設されたものでありまして、昭和58年に特養の職員用として3戸建設したのを最後に、この30年間職員住宅は建てておりません。また、定住促進と町内の経済活性化のため職員にマイホームを持ってもらうという考えから、昭和54年度に職員住宅の建設資金の助成に関する条例を策定し、その後、平成8年度からは全町民を対象とした定住促進条例に移行し、職員のマイホーム建設を促してきたところです。しかし、そのことにより職員住宅の整備が遅れ、老朽化が進むとともに平成19年度からの給与構造改革などの影響により、持ち家を建設する職員は減少していったところでございます。こうしたことから、平成22年度に計画期間を平成23年度から平成27年度の5年間とした職員住宅整備計画を策定いたしまして定員管理計画を加味しながら職員住宅の管理戸数46戸中、老朽化による取り壊しや用途変更を29戸といたしまして、残る17戸については改修し、その他特定公共賃貸住宅への入居13戸、民間借家への入居を5戸として計35戸を確保することとしたところでございます。しかし、その後、複数の自己都合退職者や、あるいは死亡者が出るなどしたことから、本年度に7名の職員を採用したしまして、とりあえずは取り壊し予定の住宅に入居させるなどして対応しているところですが、計画していた特定公共賃貸住宅への入居も思うように進まないことから本年度幸町に単身者用職員住宅4戸を新築することとしたところでございます。

消防職員住宅につきましては、昭和46年度から50年度にかけて建設された6戸に職員19名中6名が入居しております。そのほか持ち家が10名、民間借家入居者が3名というふうになっているところでして、消防職員も含めた住宅の確保につきましては、現在建築中の特定公共賃貸住宅も含めて入居応募をさせるとともに、こども園が完成した後の津別保育所跡地などへの住宅建設を今後検討していきたいというふうに考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 今町長のほうからご回答をいただいたところであります。とりわけ住宅問題については、非常にこの津別町については、ようやく住宅の整備がされてきたのかなというこんな感じを持っていますし、とりわけ津別町の住民満足度調査、住民の意見の中でも、やはり住宅を求める声が多かったのかなというふうに私自身も判断をしているところであります。確かに建てるに当たってのいろいろな色の問題とかそういう問題もありますけれども、やはり今この町にとっては住宅整備というのは非常に急務ではないのかなと、私はそういうふうに判断をしている中で実は質問をさせていただいている一人であります。今回回答いただいた内容からしますと、住生活基本計画の進めの内容については、27年度までに予定どおり完了するということでもありますから、ぜひ私もそういう今理解をしたところでありますので、ぜひそういった部分で住宅の整備をお願いしたいなというふうに考えています。

そこでちょっと聞きたいのですが、住生活基本計画の中にもありますが、要するに役場を中心としながらまちなか団地、いわゆる500メートルゾーン、1キロゾーンとかと、こういうふうになっていますが、とりわけ津別においては大体住宅は1キロ以内に密集しているのかなと思いますが、今説明の中で元営林署跡地の住宅整備、それから旭町団地、これが今完了するわけですが、やはり問題は共和、あるいは高台町含めて500メートルから外れた所の住宅の整備を今後どのようにちょっと考えているのか、その辺についてちょっとまずお聞きをしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 500メートルをまちなか居住重点ゾーンということにいたしまして、そこを重点にすると、公共施設を建てる場合に。それと、もう500メートル延ばした部分については、まちなか居住推進ゾーンということで、できるだけ1キロ範囲の中で新たなものを建てていくにはそれを整備していこうということで、あと年度、建設した公営住宅の年度がありますので、古くてもう幾ら改修をかけても価値がないというものについては、やっぱり取り壊しをしていくような形になって計画が立てられています。高台町も今旭町のほうに建てておりますので、随時移って来てもらうと

いう形にしていきたいなというふうに思っていますし、共和の部分についてもまちなかに建って、そちらのほうに今後移って来られる方もいられるでしょうし、それからあそこを改修してまだ幾つかそのまま使っていただくというような所もありますので、そういう形で改修できるものは改修し、新たに建てるものについては遠くの方はできればまちなかのほうに引っ越していただければということで誘導するような形で進めているということでご承知おき願えればというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 今まちなか以外にも500メートル以外の所についても推薦ゾーンということで進めていくということであります。町長の話からすれば、できる限りまちなか、要するに500メートル重点ゾーンの中に集約をしていくような内容ではないかというように考えられますが、ただ私はちょっと心配するのは、ご承知のようにそれぞれ高栄区、それから共和地区含めて今公営住宅があるのですが、確かに言われたように改修するのに膨大な金がかかるとすれば、これは取り壊しというのはあるのかなと思います。さらに改修が可能で入居できる状況をつくるのであれば、ぜひその方向で進めていただきたいというふうに考えていますが、ただ、やっぱり今の公営住宅、入居した人の話を聞きますと、やっぱり冬期間の寒さをどういうふうに対応するのかというのがやっぱり大きなクリアの悩みでもありますし、それともう一つは大きな問題は風呂です。お風呂の不便さというのがやっぱり一番指摘がされているところかなと思いますので、例えば達美団地、お風呂についてはユニットバスに切り替えました。そのことによって、そこに住んでいる人たちというのは、風呂が改修されたことによって、ずっとここで住みたいという気持ちがすごく強く出ているということもありますからぜひそういった部分、この後の改修も含めてやっていくということでもありますから、改修に当たってはぜひそこに住んでいる人たちがやはり快適に過ごせるような方向というものもつくっていただきたいなというふうに考えています。いずれにしてもこの1点目の関係については、そういうこともお願いして①の関係については終わらせていただきますが、次、2番目の集落地の公営住宅整備の関係であります。これについても、確かに公営住宅長寿命化計画に基づいて私もずっと目を通させていただきましたが、それぞれ年度ごとに改修も含めて取り組みがされるということ

になっております。相生住宅については、公営住宅は存在しておりません。町営住宅、あるいは教員住宅を町有住宅に切り替えて、そこに人が住んでいるという状況であります。相生地区についてはとりわけ今後公営住宅、そういった分の計画を考えていくのかどうか、ちょっとこの辺についてちょっとお聞きをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 古い住宅の冬の寒さだとか風呂の不便さということもありますので、先ほど言いましたように今進めているのは長寿命化計画を基にしまして、すべて一覧表に今建っている住宅の全部記述がされてまして、それは何年度にやりますということは全部一覧になっております。それに基づいて今進めているところですが、時々国の予算が余裕が出たということで年度の終わりになって希望があるかというようなことがたびたびございます。そんなこともあって今建設中のケアハウスの向かいのあそこも国の平成24年度予算でついたものですので、繰り越して今つくっているところですが、改修についても同じようなお金が余分があるということできたりいたしておまして、それが今豊永の一戸建ての住宅に少し加速化しながらそちらに使っているところ。そういった当初予算だけではなくて、国の予算状況の中でうまく活用しながらピッチを少しずつ上げていこうということにしているところですので、ご理解いただければというふうに思います。

相生の部分につきましては、今現在公営住宅はありません。町有住宅ということでいい住宅もございますけれども、当面それを使っただけということになりますし、それから相当古い旧国鉄の官舎の所だとか、それをいつかはやはりもう住める状態でありませぬので壊すようなことになってきますけれども、それもできるだけ何か助成金等含めて検討していきたいなというふうに思っていますけれども、相生は今の時点で新たなものをつくるというのはちょっと計画にはございません。ただ、先ほども申し上げましたように計画ものは大体中間年で見直しを図りますので、そこでその計画そのものが計画をしていたけれども人口減少等々考えると、ここは例えばもう必要ないのではないかとか、あるいはここにもう少し重点を置くべきではないのだろうかというようなことが多分出てくるのだろうというふうに思っていますので、そういったことも

中間年の手前の年度あたりで検討を始めながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 今相生の関係についてちょっとお聞きをしたところでありますけれども、今の内容からすれば当面整備の方向にはないような話もされています。ただ、私もちょっと心配するのは今町有住宅、元の教員跡地の住宅も含めて入居されている、整備された所はよろしいのですが、本当に古い住宅、そこに住んでいる人たちの話からすれば、やっぱり他に移りたくても移れないというのがその住んでいる人たちの思いなのです、ここにずっといたいという気持ちがすごく強いわけです。だからやっぱりそのことを考えたときに、改修できなければこれはどうしようもないのですが、やっぱり住民の負託に応える意味においても、そこに住んでいる人たちの気持ちを考えたときに、やはり住宅を整備できる所については、相生地区も含めて整備をお願いしたいというふうに考えるのですが、その辺についてもう一回お聞きをお願いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 一般的に営繕とか修繕は、それは関係なくずっと進めて要望があればやっております。これは、改修というのは大がかりなものを言っておりますので、それをそこに投資するのがいいのかどうなのかというのは、またお金の使い道としていろいろありますので、それは計画の中で、見直しの中で考えていきたいというふうに思いますけれども、やはり年度によってもう取り壊すのがしかるべきだという所は判断をしている部分というのは計画上の中にありますので、それはそういうことでぜひともご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） ぜひ相生地区についても今話がありましたが、ちょっとかなり厳しいのかなという状況がありますけれども、ぜひこの辺についても今後の住宅整備の進めの中で考えていただきたいなというふうに考えています。とりわけ活汲あるいは本岐、この集落についても現在の公営住宅、これも住宅長寿命化計画に基づいて今着々と進めようとしているところであります。もうそういった中で、活汲も本岐も

そうなのですが、この状況からすれば最終的には地域は8戸の整備、確かにこれ住基本計画の中でも戸数を減らしながら住宅の確保するということがうたわれていますから、そういった形の中で進められるのだらうと思っています。新しく建て替えられる所はよろしいのですが、例えば改修をして確保する住宅、この辺についてちょっとお聞きをしたいなと思っています。現在、それぞれの住宅があるわけですが、非常に先ほども私言わせていただいたのですが、やっぱり住宅一番基本となるのがトイレと風呂です。やっぱり改修に当たって、例えばこのあとの改修計画の中で、その住宅についてはやっぱりユニットバスに切り替えていく方向もあるのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ユニットバスの取り替え等々につきましては、先ほどから言っております小破修繕やなんかは進めますけれども、大がかりな改修になっていきます、特に水回りというのは。ですから、それを投資していい住宅なのかどうなのかというのは、判断しながら進めていくということでございます。それは建設の年度やそれから中身さまざま含めて検討して、そして今進め方に順番をつけていっています。ですからその順番を飛び越えてそちらにいくと、お金がたくさんあればそれはやれるのですけれども、そういった財政状況も勘案しながら今順次進めているということで、そこが投資してその先また20年も30年も使えるという住宅であれば、水回り等々また改修してもいいかというふうに考えておりますけれども、それらをそうでない所であれば引っ越していただくといういとを前提にさせていただければなというふうには考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 今の内容で十分私も理解をしたところであります。ぜひこの後もそういった形で住宅の整備をしていきたいなというふうに考えています。そこで、ちょっともう一点ちょっとお聞きをするのですが、例えば今町の中には公営住宅、町営住宅、町有住宅、特定賃貸住宅という、こういういろんな種類があるわけですが、とりわけやっぱり集落地で必要とされているのは、確かに公営住宅もそうですが、やはり町有住宅、ここの整備もやっぱり必要としているという部分が、やっぱり

強く意見として話としてよく出される場所でもあります。とりわけ本岐の町有住宅については、今年度、例えば駐在所との関連で町有住宅2戸が改修されることになっております。そういった意味で、その改修の話を聞いた方々については、やはりそこに入居したいのだという、こういう話が結構多く出ているわけです。それはなぜかと言ったら、今までもある地域においては、入居者を希望したいということで結構相談されるみたいであります。ただ、住宅がトイレの問題、先ほど言いました水洗化になっていないこととか、あるいはお風呂の問題含めてやっぱり入居したくてもちょっと入居を避ける、こういう状態が結構ここ数年ずっと続いているわけです。もう一つは、公営住宅はありますが、公営住宅に入居したくてもやはり基準がある。確かに町有住宅も全部基準はあります。公営住宅は基準があって、その基準にそぐわないために入れられない。町有住宅は基準に沿って入れるけれども、そういう状況で入れられないという、こういう状況が続いているわけです。そういった状況からして、やはり町有住宅、これらの整備も含めて公営住宅のほかにやっぱりそういう住宅も集落地では必要なのかなという感じを持っていますが、その辺の関係について再度お伺いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 町有住宅につきましても、今回本岐で2戸内部改修しますけれども、これも使える交付金が見つかりましたので、それを活用しながら半分補助を受けてやるということで、想定している計画の中にそういう補助金が新たに見つかったりとか、これが使えそうだというときは、それに対応して今もピッチを上げるように進めているところでございますので、単費ですべて問題を次々改善していくということはなかなか難しい状況にありますので、計画的に進めていくということをぜひご理解いただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） ぜひそういった形で、このあと進んでいくことを期待をしていきたいというふうに考えています。とりわけ住宅問題、住宅を整備してもよく入居者がいるのかどうかという、整備をしたらすべて埋まらないという、こういう考えの方もおるようでありますけれども、私は必ずしもそうではないと思うのです。やっぱ

り住宅というのは、いつ、どんなときに、どういう状況が起きるかわかりません。そのためにも、やっぱり空きの住宅というものも多少確保していくことも私は重要なのかなというふうに考えておりますが、ぜひそういったことも含めてこれからの取り組みの中で考えていただければなど、このように考えて私の一つ目の質問については終わらせていただきたいと思います。

次に、職員住宅の整備の関係についてお聞きをいたします。これについてもそれぞれ町長のほうからお話がありました。とりわけ職員住宅、本当に長い間改修をしながらでもなんとか職員を入居するような方向で進めてきたのですが、現状の中では、なかなか新規採用をされても職員住宅が空いてないがために住宅を確保するということが非常に困難を示しているという難航を示しているという、こういう状況が今日できているのかなというふうに考えています。そういった中で本年度単身者用住宅を4戸建設をするという、こういう内容ですから、私はそういった住宅の整備については非常に評価をしている一人であります。とりわけ消防の住宅についても先ほどの説明の中にもありましたように、46年から47年以降に建てられた住宅、たまたま聞くところによりますと今年度の採用者についても住宅がないという、こういう状況が生じたことによって、一時的に二人で同居しながら採用後生活を送っていたという、こういう状況も聞かされております。その間、なんとか住宅をとということで民間の住宅を探し、その後住まいを確保はしたようではあります。先ほどの答弁の中にもありますように、3名が民間に住居しているというこういう状況であります。いずれにしても職員住宅この後も段階的に進めようとしておりますが、本当にまだまだ職員住宅は少ないという状況でありますから、ぜひそういったことも含めてこの後の年次計画の中で進めていただきたいと思いますということを申し上げ再度お聞きをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午後 0時 00分

再開 午後 1時 00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

村田君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） 午前中に、最後にご質問のありました消防職員を含めた職員の住宅の関係でございませけれども、今回役場職員の部分の4戸につきましては、これは状況としてはやむを得ない措置ということで建設を進めようとしているわけでございますけれども、この財源はありませんので、こういったことはある種緊急避難措置的な工事でございます。その財源がないままにこれからもどんどん建設していくということにはなりません。そういう簡単に職員向けの住宅ができるということではありませんけれども、今後につきましてはやはり特賃住宅の時々空きが出ます。そういったときに、できれば多分皆さんは新しくできる所に入りたいというのは人情かもしれませんが、やはり特賃の空いた所には手を挙げてもらって、そしてできる限り移っていくということも一方で進めていきたいなど、これは消防職員も含めてというふうに考えているところです。ただ、消防職員の場合は、やはり何人かは消防署の近くに住んでいるということがやはり望ましいというふうに考えております。そういったことで仮にあそこに住宅、特賃住宅なりができること仮に想定した場合、何戸かは消防職員向けということでならないかどうかということも今後詰めていかなくちやならないのかなというふうに考えているところですので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 確かに財源の話もされました。確かに財源の関係についてはそうだと思います。ただ、私もやっぱり一番心配するのは、答弁の中でもお話がありましたように職員の住宅の建設については、職員のマイホーム建設を促してきたという状況の中でなかなか改善されていないという、こういうことで私も実は理解をしているところではありますが、ただ、やっぱり今後の推移を見たときに、やはり退職される人は大半が持ち家であります。そして、やっぱり段階的に退職される方もどんどん出てきて、新採する人は地元の採用もありますけれども町外からの採用が多い、こういう状況がある中で、やっぱり採用した際に住宅が即確保されているような状況でなければ私はならないのではないかと。ここは本当に大事なことはないのかなと私は

そんなふうに感じていますから、確かに財源の話もされましたけれども、私はやっぱり必要などころには、それなりにお金をかけてでも確保していくという、これがやっぱり僕は重要なことではないのかなと、こんなふうにも実は感じておりますから、ぜひそういった意味でこれからもそういった住宅の整備というものを強く私は要望しておきたいなと思います。

あと、消防職員の関係についても今言われましたように、やっぱり有事の際に即対応できる、そのためにはやっぱりその施設の近くに住宅というものを確保しなきゃならないと思っています。確かに答弁の中でこども園との関連から保育所の跡地など、こういった所も整備するということで検討していきたいということで考えていますから、ぜひその方向で今後も進めていただきたいなと思います。

あと網走信金、これも聞くところによると11月ごろに移転ということで聞かされておりますが、この信金の跡地について何か考えがあるのかどうか、この辺についてちょっとお聞きをしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 財源というのは、やはりものを進める上で大事なことだというふうに思っています。それで計画というものが、さまざまな計画が立てられて、その計画に基づいて一つ一つ進めていくということが大事だというふうに思います。それが時々合理的かどうかということを見定めながらまた見直しして進めていくという形で、こちらから頼まれたからこちらをつくる、こちらから要望が強いからこちらをつくるというのではなくて、全体的に総合計画上必要な計画というのがあって、それを基にして住宅の計画があったりとか、福祉の計画があったりとかさまざましておりますので、その基本的には計画に基づいて進めていくというふうに考えております。それとあわせて、全部公共が担わなくちゃならないのかという問題もございます。すべて職員だけじゃなくて、この町に住む人たちの住宅は町がすべて確保しなくちゃならないかということ、必ずしもそうとは言いきれないというふうに思いますし、やはり民間の力というものも当然お借りしなくちゃならない部分があるかというふうに思います。現実に津別に在住の方でも、美幌や北見にマンションをお持ちの方、経営されている方も何人かおられるというふうに聞いておりますし、そういう方たちがこの町

につくっていただくということも、そのために何らかの対応というのが必要であればまた協議をさせていただくことになるかというふうに思いますけれども、状況がやはり変わってきて、随分よその町から転入されて来る方というのが多くなってきていますので、そういった民間の活力というのも当然考えていく必要があるのではないかなというふうに感じているところです。

それから、網走信金さんの跡については、正式にお渡しするとかというようなことにはなっておりませんが、内々にはそういう町で何か用途があるのであればということも言われておりますので、これは向こうの理事会で決定するような形になると思います。それを受けて恐らくは1月1日付で固定資産税の課税がその物件があるかないかで固定資産税がかかるか、かからないか決まりますので、今年度中には何らかの動きがあるというふうに考えておりますけれども、一度見せてくださいというふうにしておりますので、町の建築士も含めて見せていただいて何か再利用可能な状態なのかどうなのかということも含めて判断していきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） わかりました。いずれにしても金の問題でありますから、やはり重要な金でありますから、財産でありますから、それぞれ計画に沿って使用されるというのが一番大事なのかなと思いますが、ただやっぱり私が心配しているのは、確かに町がすべて責任を見なければならぬという、こういうことも話しておりますけれども、やはり津別の特質性として、やっぱり民間のアパートがない中で、やはりそういう職員の住宅については、きちっと町が責任を持って対応していくことも重要なかなというふうに感じていますので、最後申し上げておきたいと思います。

とりわけ消防職員の住宅についても今網走信金の所の関連が出ました。私何で網走信金のことをちょっと今聞いたのかと言うと、ご承知のように消防宿舍の施設も含めて、私も消防の団員であります。ですから、よく言われるのは、消防敷地内での訓練が全く場所的に狭くてできないのだということがよく聞かされています。ですから、やっぱり網走信金なり、例えばこども園の建設によって津別保育所、あの近辺が整理がされれば、やはり消防施設の前も多少広く整備がされるのではないかと。そうすれ

ばある程度そういう対応もできるのかなということも含めて、ちょっと今網走信金の関係についてお聞きをしたところではありますが、いずれにしても今町長が言われたことも含めて私も理解をさせていただきましたので、今後、この後もこの住宅の整備含めぜひ前向きに取り組みを進めていただくことをお願い申し上げ私の質問を終わらせていただきます。大変どうもありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今お話しになられた部分について、もちろんお金のことだとかそれから状況、そして民間のお力も可能であれば貸していただくというようなことで住生活の全体のまちづくりを進めていきたいなというふうに思っています。

網信さんの部分については言われているのは今店舗の所だけの話でして、支店長住宅はそのまま使用するという事になっておりますので、それはあそこが広く例えば演習場になるというのはちょっと考えづらいのかなというふうに思っています。あとはその横のKニットさんが入られた場所だとか、そういった所がありますので、こども園ができるということは津別保育所は壊すような形になると思いますので、友楽園のあり方だとか、さまざま含めてほかに関連する事項が幾つかありますので、それは全体構想の中で進めていくという形になろうというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 次に、2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） [登壇] それでは通告順に従いまして、先に通告しております町職員給与の削減問題について質問をさせていただきます。

国が地方公務員の給与水準を、国家公務員並みに引き下げよう、地方自治体に強く求めていることに関し、本町の対応は既に削減を行わない方針と町長から示されておりましたが、なぜにこの方針を決められたのか、先ほどの行政報告を含めてまずその点の理由を伺いたいと思います。また、この問題で、削減しないことにより、ペナルティーなどを含め今後の町財政への影響の見通しを現状でどのように分析されているのか、この点特に心配するのはないのか、合わせて伺いますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 白馬君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）　〔登壇〕　それでは、ただいまご質問のありました町職員給与の削減問題の関係についてお答えしたいというふうに思います。

まず、削減しないと判断した理由につきましては、先の行政報告でも述べましたように職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則や人事院勧告を遵守して決定してきておりまして、地方交付税を絡めた国の要請に疑問を感じたことが1点でございます。2点目は、平成15年度に行った定期昇給凍結やその後も続けた諸手当の削減などで既に4億5,000万円ほどの独自削減を行っていることと、採用停止などで大幅な職員数の削減を行ってきたこととあります。3点目は、本年3月に議員が提出者となりまして全会一致で採択されました「自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書」を重く受け止めたことによるものでございます。こうした主な3点によりまして削減しないと判断をしたところでございます。

国は、復興財源の確保ということを目的に、平成24年度と25年度の2年間、国家公務員の給与を削減し、地方公務員についても平成25年度に国に準じて必要な措置を取るよう要請してきたところでございます。総務省はこのことを踏まえて、地方財政計画から平成25年7月から平成26年3月までの地方公務員給与を削減する一方で、防災・減災事業、地域の活性化等の緊急課題に対応として、この給与削減額に見合った事業費を特別枠として同時に設定してございます。地方財政計画から削除されておりました地方公務員の給与削減額につきましては8,504億円ということが、地方財政計画の中から職員給与削減分として計画から削られたところでございますけれども、それに対応するという特別枠が設定されておりまして、全国防災事業費、これに973億円です。それから、緊急防災・減災事業費ということで4,550億円、さらに地域の元気づくり事業費として3,000億円、これを給与費削減額とほぼ同額の8,523億円として計上したところでございます。ですから、給与削減額として地財計画から約8,500億円、これを削減しましたけれども、同時に約8,500億円をその地財計画に計上したということで、差し引きそう変わらない同額というような形になっております。ただ、その後対応がいろいろあります。この先ほど言いました地域の元気づくり事業費、これを交付されるに当たっては、ラスパイレス指数と職員数削減要素のこの二つにより

交付されるということでありまして、削減しないとした本町の場合、このラスパイレ
ス指数部分の影響額というのは推計いたしますと、およそ 3,800 万円程度になろうと
いうふうに考えているところですが、職員数の削減率につきましては、全国平
均を上回っておりまして、これがどのような交付税の算定に組み入れられてくるのか
ということにつきましては、例年 7 月に普通交付税の本算定が行われますので、それ
で明らかになるものというふうに考えているところでございます。なお、そのほかの
特別枠に入っております緊急防災・減災事業につきましては、これは起債として借り
入れて交付税措置があるということでもありますけれども、充当率が 100%、交付税措置
率が 70%あるということでもありますので、今議会におきまして役場庁舎停電対策発電
機設置工事ほか 2,139 万 2,000 円の補正予算をこれに対応する分ということで計上い
たしましたので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、ペナルティーにつきましては、地方交付税法第 1 条にこのように書かれ
ております。そもそも地方交付税法には、第 1 条で「地方団体が自主的にその財産を
管理し、及び行政を執行する機能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方
交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、
地方自治の本旨と実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的と
する」というふうに書かれておりますので、条文が尊重されるべきものというふうに
考えているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 2 番、白馬康進君。

○2 番（白馬康進君） まず、前段のなぜ削減しないのかという大きな理由が 3 つ掲
げられました。このことにおいては、私も私ども議会も国の手法によっては削減する、
しない、独自削減したり職員数を減らしたりして努力している評価もしないで一律交
付税を削減するということには断じて無謀なやり方で認められないということで、先
般我々議会でも意見書を出してますので、当然私は町長の言うとおりにこれも我々も重
く受け止めて同感でありますし、また、町の関係におきましても今説明したとおり私
たちも平成 15 年、16 年、当時うちの財政も借金財政になり、また特にあの当時三位改
革ということで追い打ちをかけまして非常に財政悪化がされまして、かなり大きな削
減をしております。特に私は我々も含めて削減をしたのですが、職員の定期昇給が

ずっと凍結しているのです、当時から今年度までずっと続いています。この分においては、財政事情をかんがみながら、復元するのかなという感じを持っておりまして、この点については町長はどのように考えられているのか、まずお聞きしたいと思います。私は当時の認識は十分認識していますから、当然町の財政悪化によっては、いつまでも人件費が削減されるということは、私は基本的にはちょっと首を傾げるところもあります。従来私は前から見ても職員の給料、我々の報酬も含めまして、ただ削減すればいいというものでもないし、士気感も低下するし、これは仕事に対する対価ですから励みにもつながらない、ですから当然財政が厳しくなったときにはこの人件費を削減するしかないのです、どこの町も。今後においても、うちの町が財政がもし悪化すれば当然経常経費の人件費に手をつけていくのは当然ここしかないと思います。その点においては、今からもやはりこの健全化財政をいかに維持するということかが大事になります。そこでお伺いしますが、うちの町は今健全化財政を維持しております。中期財政計画も立てて、積み立て金も多くなっています。この健全化財政を維持するということは、住民から見れば住民サービスにも維持されていくということで、向上されるということです。しかし、今回のように削減、交付税、一般財源の固有の交付税が国の手法によって減るとか、いろんなことになると、やはり財政運営上私は多少なりでも歳入不足だとか、そういうものが出てくると健全財政も維持できないという心配を持っています。ですからこういう質問をしているわけですから、今後において今回のことにおいては、それほど影響しないということはわかりました。ですから、この点において今後いかにやはり歳入欠陥を起こさないように、また歳入不足に陥らないように、やっぱり常時国の財政運営も注視しながら見ていかないと、どういう手立てで国がくるかわかりません。そういう面では町長は、このうちの町の財政の健全化あわせて今回の影響額については、それほどでもないようなことを言ってますけど、その点も含めて再度質問したいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 平成15年に行いました定期昇給の復元については、私としては考えてございません。といいますのは、平成15年に当時におられた方、その方たちまでが対象になっておりまして、もう既に定年を迎えられている方もたくさんございます。

そういった不公平感も出てまいりますので、この定昇 15 年に行った部分については復元するという事は私の段階では考えていないということで申し上げておきたいというふうに思います。

それから、これ財政運営上今後の話でございますけれども、これは推計でラスパイレス指数の国と比較して超えた部分の削減をしないということになれば推計で 3,800 万ぐらいの今回の削減があるだろうというふうに考えているところでございますけれども、お話ししましたように、既に国から言われる前に平成 15 年度からさまざまな形で自主的な独自削減を進めてまいりまして 4 億 5,000 万程度のお金が、これは公共的なものを福祉も含めて既にこれまで使われてきているということです。さらに 3,800 万ということになると、これまで協力してもらってきた職員だとか、さまざまな方たちにもやっぱり考え方として、そこをまた求めていくというのはどうなのだろうかということで今回削減をしないということに考えたわけでございます。あわせて地方公務員の給料というのが地域の中でもよく比較対象される形になっております。ある市のこの間方とお話しをしたところ、市の給料表が毎年毎年できあがりますけれども、それをいち早くほしいということで、市内の企業の方たちから市職員の給料表をもらいに来るといってお話を聞いていました。それを参考にして何歳の方は、この市の職員より 2 つ下にするだとか、あるいは 3 つ下にするだとか、あるいは 1 つ上にするだとか、そういうことが基準としてその市の職員の給料が使われているという実態にあるということで、ここが下がれば下がるほど合わせてそういう民間企業の方たちもそれを基準にして参考にしてまた給料が変わっていくということがありますので、あり方として慎重、単なる自分たちの給料だけというふうにもものは見ないほうがいいのではないだろうかというふうなこともお話しされている市の職員もおりました。そんなことも思いますし、財政上の関係についてはしっかりこれからも状況を見ながら進めてまいりますけれども、来年、ついこの間、骨太方針が閣議決定されましたけれども、来年の交付税は、この給与問題等々かわりなく結構厳しい状況にこれから入ってくるなという予測を、方針を見ますと感じているところです。極端に言えば、今交付税制度は国税 5 税では足りませんので借り入れをして交付されておりますけれども、国税 5 税だけにいずれ集約されていくのではないかというような感じもしないわけでは

ないのですけれども、そういった動きもしっかり見据えながらお金の使い道も検討しつつ、行政を進めていくということが大事かなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 2番、白馬康進君。

○2番（白馬康進君） 今の町長の考え方で私もある程度理解するところでありすけれども、実際の話新聞紙上で見たら、削減する所もしない所も地域経済だとか、いろんな民間企業に与える影響だとかと、どっちにしてもこれはもうそれなりの影響は出ているのです。他の動き、動向を見ますと、どちらかというところ削減をするというのはみんなもう財政対策みたいなもので、財政減でもう苦渋の決断を余儀なくされたということでやむを得なくそういう国の方針に従っているというのが多いのです。ただ、私は町民の人も関心を持たれているのは、食い違いされたら困ると思って質問するのですが、うちの場合は往々にして財政がある程度余裕があって財政的には健全財政化しているから、それほど削減しなくても財政上は余り支障がないのだなという考えを持たれたら困るから、私はそういうこととは決して違って、うちはもう当時厳しいときから財政悪化の道をたどってきたので、早くに独自削減をして定期昇給も含めますと総額相当大きな額を一般財源のほうに充てているということで、これはもう額を今幾らとは聞きませんが、恐らく相当な額になっていると思います。不公平感で町長は復元しないということで、これはいいです、わかりました。ですから、そういうことを考えますと、私の町はかなり国の評価を得るぐらいの努力はしているということで、これ以上削減する、しないの問題については追及しません。ただ、問題になるのは、今町長がおっしゃるとおりやっぱり財政というものは、国も借金財政ですからプライマリーバランスを20年までに黒字にするなんて言っていると、やはり地方財政も合わせまして、これから来年の交付税も含めて、やはりどういう手段で手法を使ってやはりくるかわからないと。今までもらっていたほとんどの交付税がある程度年々減るとなれば、やはり相当財政運営上もやはり今からきちっと考えていかないと住民サービスに支障があるようなことでは私は困るということで、その心配性を思っただけで聞いたわけですが、今回に関してはあまり元気づくりだとか、地域防災対策費だとかと別建てに充てていますから、ある程度総額はどうかと津別に対する影響度はそれほど支障はないのだなということである程度理解するところでありすの

で、その辺もひとつ町長から言ったとおりに見据えて十分ひとつこれからしっかりした財政運営をしていってほしいと思います。

それと、私、町長も骨太方針の関係もちよっと触れましたけれども、国もおかしいのです、正直言って。国の悪口を言うわけでないけど、国も一方では今回のように地方の固有の財政を方針に従わなかったら地方交付税を減額すると苦しめるようなことを言って、また一方では先般しました国の経済財政運営の指針による骨太方針の素案では、地方行政の改革や地方活性化の努力を査定し、頑張る地方自治体には交付税を別枠で重点配分をして見直していくということを言っているわけです。これはやっていることと言っていることが私はちよっと食い違いがあると思います。この辺はちよっとつかみどころがわからないのです。果たして国は本当にそういう努力している町にそういうことをしてくれるのかどうか、この辺もまだ素案ですからわかりませんが、こういった点もやっぱり十分見極めながら過去にあった臨時交付金のようなものが入ってこえばうちも相当潤ったと思います。そういうものが出るか、出ないか私はちよっと不透明なところもありますけど、その辺の十分ひとつ見極めながらやはり今回国の動向もきちっと注視していくことが私は大事だと思います。そのことも町民にもやはりきちっと理解をしながらやっぱり示していかななかったら、ただ、削減しません、なんてことになると町民もやはりそんなものかなと思われたら困りますから、その辺は機会があればきちっと町民にも周知して、うちの財政というものはこういうものであるからこういうふうになっているのだということも十分ひとつその機会があれば説明をしたいと思いますので、その点について、この国の方針も含めて町長のお考えがあれば最後に聞いておきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） お考えの国に対する関係については、やはり法律というのを信用したいというふうに考えています。先ほど1回目の答弁で地方交付税の1条のお話をしましたけれども、2条の2項にはこのようにも書かれています。「国は、交付税の交付に当たっては、地方自治の本旨を尊重し、条件を付け、またはその用途を制限してはならない」というようなことも書かれておきまして、これはその地域で一般財源としてその地域に合った政策を進めていくというために交付されてくるものだとい

うふうに思いますし、地域の政策というのはそれぞれその地域によって違います。まさかこの町で地下鉄をつくるためのお金を政策の中に入れるとかという、そういうことにはなりませんし、この地域はこの地域にある課題を一つ一つ整備、達成していくものだというふうに思いますし、地下鉄の必要な所は優先順位としてそれが必要であればそれはそこでやっていくということで国から交付されるお金、そういったものを有効に使いながら進めていくべきものというふうに考えているところでございます。それから、町民に対してのお話しにつきましては、これまでも議員の各位にはそれぞれの2つの委員会で削減をしない理由をお話ししたところでございますけれども、その後町の行政改革推進委員の皆さんにも会議にお集まりいただきまして、削減しない理由をお話しさせていただきました。合わせて国のほうの要請事項の中には例えばということで職員だけではなくて3役だとか、あるいは議員の皆さんだとか、そういったところにも削減の要請のようなものがございました。そういう点からしても、特別職の報酬等審議会、こちらにもお集まりをいただきまして、内容の説明をさせていただいているところです。そして、行政報告に出すということは、これは町民の皆さんにお話しをするということですので、こういう形で町と津別町としては態度を表明していきたいということで進んでいるということで、ご理解をしていただければというふうに思います。

それから、骨太の部分でいけば、これから多分厳しい状況がいろいろ財政的に出てくるのかなというふうにも感じておりますけれども、今自立ということでやってますけれども、以前から自立の立を立つほうをとるのか、律するほうをとるのかというお話もよく出ておりました。この自立というのは、いわゆるスタンドアローンではなかなかこの先やっていけないだろうという思いもあります。自分もやはり律するほうというか財政も含めて、律しながら、それからあの町にあるからうちの町にもほしいだとか、そういうものの考え方ではなくて、あの町のものを活用させてもらう、この町のもをどうぞ使ってくださいというようなことで何かものをつくるにしても、お互いに広域というよりもむしろ連合するというような、それは飛び地であってもいいというふうに思っていますので、そういう形で足りないものをお互いに補足し合いながら、律しながら進んでいくというのが多分これから求められてくるのかなというふうな感

覚を持っていますことを報告させていただきまして答弁にかえさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 次に、1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君）〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告のとおり質問を行います。

津別町は、去年の12月にSGECの森林認証を取得いたしました。この認証を今後どのように活用していくのか、また認証を受けた町有林の環境保全はどのような現状なのかをお聞きしたいと思います。

次に、町は今年度、総務省の支援制度を活用し、地域おこし協力隊5名を採用し、地域協力活動の実施支援に着手いたしました。この事業は、都市住民を地方自治体が受け入れ、地域おこし活動の支援や、住民生活の支援などの地域協力活動に従事してもらい、あわせてその定住定着を図りながら地域の活性化に貢献することを目的としたものです。既に相生に3名、上里に2名の採用者が決定し、今月末より徐々に受け入れが始まると聞いていますが、町長は地域力の維持・強化のために投入される隊員たちにどのような効果を期待するのか。

また、隊員たちの定住・起業・就農等の支援をどのように行っていくのかお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 佐藤君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは、今ご質問のありました2点についてお答えしたいというふうに思います。

1つは森林認証についてであります。木を切るということすべてが環境破壊になるということではなくて、きちんとした管理の下であれば、木を利用することができます。その管理がきちんとされているかどうかを判断する方法として、評価されているのが「森林認証」でございます。

認証には、森そのものを認証する「森林管理認証」と、その森で生産された木材が加工・流通過程で適切に管理されていることを認証する「流通管理認証」の2種類がありまして、津別町の町有林は去年12月に1,359.79ヘクタールの森林管理認証を受けたところでございます。

これまでの取り組みをピックアップいたしますと、平成17年5月に、網走東部流域森林・林業活性化協議会が、「地域材『産消協働』アクションプラン」を策定いたしまして、平成19年9月には林業再生モデル推進部会が設置されたところです。西部森林室では、西部流域と一体となった森林認証を取得し、東部森林室では北見地方木材協会や21世紀循環の森づくり推進協議会等からの要請を受けまして、東部・西部流域が一体となった取り組みを進めることとし、流域市町村を含めた一体的な森林認証の取得を推進して今日に至っているところです。

森林認証制度の現状につきましては、認証材と非認証材との間で価格や需要の面で差はほとんど見られないことから、森林認証が直ちに需要の増加や価格の上昇といった経済的メリットをもたらすものではありません。森林認証制度に対する認知度は低い状況にありますけれども、今後、持続的な森林経営と森林認証制度そのものに対する消費者の理解が高まることにより、木材・木製品の価格が上昇する可能性があるというふうに考えているところです。

もう一つの動きですけれども、大手ハウスメーカーによる認証材を使った住宅需要が増加しているというふうに聞いております。しかし、その大半の認証材は海外からの輸入認証材でありまして、国内の認証森林が少なく、需要に対し供給が追いつかない状況にあるということも反面聞いているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、森林所有者の森林管理認証と町内の林業・木材産業関係者の流通管理認証の取得に向けた働きかけが必要であり、網走東部流域森林・林業活性化協議会を主体としたブランド化の取り組みと網走西部流域と連携いたしました「網走統一ブランド」の創設を進めるべきではないかというふうに考えているところでございます。

それから、2つ目の地域おこし協力隊についてでございますけれども、相生に3名、上里に2名を基本といたしまして、5名の地域おこし協力隊の採用を決定いたしましたところでございます。既に6月17日から1名が就業しているところですが、7月初めから2名、7月中旬から1名、10月から1名が就業する予定となっております。

限界集落となりました相生での活動につきましては、保健福祉の推進員として地域の方々の見守りや生活支援を行うとともに、地域コミュニティの維持を期待するところ

ろです。また、道の駅の従業員として、駅の運営を支援するとともに、新製品の開発等へのアイデアを期待しているところでございます。

森林セラピー基地を抱える上里地区につきましては、専門のガイド職などの人員確保対策や施設の管理とともに、新たな視点での観光開発を進めていくことを期待しているところです。

隊員たちが津別に住み続けてもらうためには、まず生活するための職が必要になります。そのため、隊員としての間に一定の研修を行い、地域づくりにおける自分の役割を自覚してもらいながら、明確なビジョン形成を図ってもらいます。また、資格等を目指す者については、旅費の支給など一定の支援を行っていきたいというふうに考えております。

ほかの支援策の一つとして、隊員達を組織化し、自ら「人づくり・町づくり活動支援事業」の規定に基づく事業を展開していただき、補助することも考えられます。

現在、農業の新規就農者には補助制度がありますがけれども、その他の事業の起業者に対しても、何らかの措置が必要かどうか、今後検討課題となるものと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） どうもありがとうございます。まず、森林認証のほうのお話なんですけど、昨年12月に140万弱のお金を支払って認証を受けたわけでございますけれども、今後も毎年20万から30万の認証の費用と5年後には60万から90万のお金がかかるということで、貴重な財を使って認証を取得するわけでございます。経済的メリットがないというお答えがございましたけれども、まずお聞きしたいのは、それでは将来の何のためにこれを取得したのか、また、これを継続していくのか。そこを聞きたいと思います。我が町としてのメリットがあるのか、もしくは環境に対する貢献が何かあるのか。そういったもののために、この認証を受けて維持していくんだというお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 獲得と言いますか取得した理由等々につきましては、そもそも森林認証は、認証材を差別化して有利販売をしていくというために始まったもので

はないというふうに考えています。認証材が選ばれて、そうでない木製品が市場から排除されていくと、結果として。そうなれば認証を取得する意欲が高まってくるというふうに思っておりますし、その結果、適切に管理された森がどんどん増えてくるというふうに考えております。環境保全と木材利用を両立するということが狙いというふうに考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 世界的な森林認証の立ち上がりにつきましては、私も盗伐が非常に横行していて、それに対する対策から1993年にWWFが創設したF S Cの森林認証。その後、2003年日本のほうでS G E Cと呼ばれる緑の循環、そここのところが創設したものがあって、日本にはもう1つP E F Cというドイツで創設されたものと3本の認証材が存在するわけでございますけれども、今町長お話があったように、森林の管理と流通管理ということが主な目的なんですけれども、しかし、実際森林認証を受けている所では、大きく分けて3つぐらいの森林認証を活用した活動を行っていると思います。1つは美幌町、美幌町の場合はF S Cなんですけれども、が行っている産業育成の形であります。これは、F M認証に流通確保のC o C認証をトータル化しまして、一つの流通の流れをつくった中で森林認証材の活用という形で、町も政策的にお金を補助して産業育成をしていると。

それから、2つ目が今町長の答弁の中にありました地域ブランド力の創出ということで、地域ブランドとして森林認証材を売り出していく。オホーツク材ということになるのでしょうか。そうしたものをやっていく。

それから、3つ目が環境保全という形で、森林認証を受けた森についてはきちんと管理しなくてはいけない。そうした形で、環境保全ということが行われております。ただ、世界的な流れの中でできた森林認証と日本の大きな違いは、世界的には森林の管理というのはあまりよくなくて、日本は森林管理に関しては超優良国で、津別町でも立派な森林施業計画ができておりますけれども、森林の環境保全に関してはいいのかなと。ただ、こうした質問3回目なんですけれども、平成19年に町長に質問したことがあるんですけれども、森林保護条例のようなもの、保全条例のようなものをつくって、企業からお金を出資してもらって森の管理をしていってはどうかと。そういっ

たようなことには、下川のような所も取り組んでいるようなので、そうした方面での環境保全という方法はあるかと思いますが、今3つの中から町長の1回目の答弁ではブランド化ということが求められましたけれども、ブランド化ということであれば、津別の場合、町有林と道有林については森林認証がなされていますけれども、民有林については森林認証がなされていないということと、あとのC o C、要するに流通業者に関して今後どのように考えていくのか、ここでは働きかけと書いてありますけれども、これがなされなければブランド化しても片肺飛行になって、実際材が流通しないということになると思うんですけれども、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ブランド化の関係ですけれども、これはまず西部がずっと国有林も含めて認証をずっと続けてきておりまして、日本の中で一番大きな認証を受けた所が西部流域だというふうに思っております。

それにある意味では追随するような形で、東部のほうも津別、そしてあわせて道有林の町の町有林と道有林が同じく去年の12月にSGECの認証を取得したところがございますけれども、これを進めていく上で、啓蒙活動といいますか啓発活動というのはよく内容を理解していただくということが必要だというふうに思います。C o Cの取得については、町の中でも今も続けているのかどうかわかりませんが、加賀谷さんからは取得していると。F S CとSGECと両方のC o Cを取得していると以前聞いたことがございますけれども、やはりそれにはまた登録料等々かかってくるので、悩まれてるというお話も聞いたことがございますけれども、いずれにいたしましても、統一したブランドというところまで持ち上げていくためには、やはり民有林にもしっかり協力をさせていただく。一緒に進んでいくということが必要になってきます。

そこで、たまたまですけれども、毎年7月にオホーツク活性化期成会で中央要望があるんですけれども、私の班について随員の職員の方が紋別の市役所の女性の職員の方でして、たまたま4月に異動になって企画部門に来たんですけれども、その前5年間は林務課に所属してまして、このSGECの普及に市民の方にどう理解してもら

えるかということの仕事をずっとやっていたというお話を聞いたところですけど、そういったことも、しっかり伝わるような形をこれから考えていかなくちやならないのかなというふうに思っているところでございます。ブランドの関係については、そのように考えております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 今のブランド化していくところで、まずC o Cの認証についてなんですけれども、ブランド化していくためにやっぱりみんなが理解して進めていかなければできないと思うんですけれども、やはり地元の林産加工とかそれから建設業者に関して言えば、やはりそこには経済的メリットがなければ、もしくは将来に対する投資ということがなければ、要するに将来の見返りがなければ、やはりお金は出てこないと思うんですよね。毎年、例えば行政に言われたから毎年20万払っていきますと。何も見返りはありませんでは、やっぱり企業はやらないと思うんですよね。ですから、そうしたものが、やっぱりきちんと最終目標として見えなければ、私は理解は得られていかないなというふうに思っております。特に自分たちが入ってる、そう悪くは言いたくないんですけどS G E Cにつきましては規模は非常に小さいですよね。F S Cのほうがはるかに大きな規模で、先ほどオホーツク西部が大変大きいと言いましたけれども、むしろインターネットで分布図調べてみますと、S G E Cの大半がオホーツクにあるというような状況であって、日本だけの組織ですから決して面積は多くないと。であれば、むしろS G E Cというものがマイナーであるところを利用して、オホーツク材というブランドをS G E Cの協力を得ながらつくっていくところまで、オホーツクの林業活性化協議会あたりが働きかけてやっていって、その中で津別がリーダーの1人として引っ張っていけるような形になればまたいいのかなというふうに思っております。

それから、先ほど町長のお話にありました加賀谷さんについては、F S Cの認証だけ美幌町のF S Cの認証材トドマツの認証を取っているかと思えますけれども、やはり供給量が少なくて、今のところはペイしないという話は私も聞いております。ですから、今の段階でなかなかペイするということは難しいかと思うんですけど、やはり将来に向けてブランド化を推進するのであれば、そうしたような考えでやっていただ

ければなというふうに思っております。何と申しましても町有林は約 1,360 万平米ですけれども、民有林につきましては 7,500 万平米ぐらいあると思います。国有林と道有林合わせれば 6 万平米あるような津別の町ですから、ぜひ森林のブランド化、そして利活用について、今後もいろいろと知恵を絞っていただきたいなというふうに思っております。

以下、何かもし答弁があればここで。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 協議会の中でも、これからいろいろ話されてくると思います。オホーツクの中では、SGECが多分主流になっていくというふうに思います。それが今度、道内の中に道有林だけじゃなくて国有林も一緒に動いてくれるようになってきましたので、そこが広がっていくとかなり規模的には大きくなっていくのかなというふうに思ってます。FSCとSGECどっちがどっちというのもありますけれども、要は環境保全ということも大事な要素でして、今津別町も東京の港区と協定を結んで進めておりますけれども、そこもきちんとした森の管理がされてるという所との市や町とお付き合いをしていくということでありまして、山の無い港区のCO₂削減の方法として管理されてる所から、材として出されている木材として出されてくるものを建築物として港区の施設の中で使っていくと。そして、外にCO₂が出ないように、木材が吸収した分を封じ込めていくというような取り組みをされておりますけれども、それに 40 幾つ全国で協定を結んでおりますけれども、その一翼も津別町としても担っているということですので、そういった環境保全というところもやっぱりしっかり伝えていくということも、経済性だけでどうしてもいくと、金銭の問題にすぐ突き当たってしまいますので、それはもちろん理解はしますけれども、それだけのためにやるわけではありませぬので、このままいくと近い将来、地球は 2 つないとみんなが生きられなくなるというようなお話もよく聞かされます。そんなことで、環境政策としてもしっかりとらえていく必要があるのかなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 2 時 00 分

再開 午後 2時 10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 森林認証につきましては、一番最初に申し上げましたように、何らかの我が町にとってのメリット、もしくは環境への貢献ということがやはり成されていくべきだと思います、5年間で約 300 万ぐらいのお金が認証制度にはかかっていくわけでございます。5年後にまた継続するときに値があったなと思えるような取り組みを今後も考えていただきたいと思えますし、私も一緒に知恵を絞ってまいりたいと思えますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

続きまして、地域おこし協力隊制度についてお伺いしたいと思います。既に採用決定して、5名のうち3名が相生ということで、相生のほうは答弁の中にもありましたように、ある程度地域おこし協力隊の隊員がどんなふうにそこで仕事をしていくのか、またどうした目的を持っていくのかということが私も理解できております。相生の振興公社の土田専務にも1年ぐらいかけて豆腐とそばをがっちり覚えてもらって、その後どうするか本人に考えてもらいたいというようなお話も伺っております。ただ、上里のほうは2名配属されるわけですけれども、担当に聞きましても今のところ住居の問題は別としまして、一体朝起きたらどこへ行って活動するのかと。デスクがどこに、デスクはなくてもいいのかもしれませんが、そうしたことも決まっていないうちで、緊急雇用の創出事業の方でも同じような役割があって、少し複層する役割が出てきたのかなと思ひまして、その辺の住み分けについてもひとつお伺いしておきたいなというふうに思っております。

それから、隊員たちのそれぞれの個性というか人間性がありますので、来てすぐ津別になじむかという心配があるんですけれども、そういったことの心理的なフォロー、カウンセリングですとか、そうしたことがどういうふうに行われているのか、まずお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどの森林認証の分については最初にお話されたように、

町としてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

地域おこし協力隊の関係ですけれども、ここは北海道観光まちづくりセンターに委託をいたしまして、津別町だけではなくて八雲町、それから中川町、木古内町、それから留萌市とこの1市4町で一緒にこの会社に委託をいたしまして、そして応募作業から面接からやっていただいて、そしてそのあとのフォローアップについても、その会社で計画が立てられているところです。ちなみに、年度初めの研修といたしましては、全部集まるのは1市4町全部一緒に集まります。それで、6月の24日から26日に年度初めの集中研修ということで開催されるということですが、この目的につきましては、地域づくりに参加する1人としての自覚を持って、仲間と連携して苦難を乗り越える一体感をつくるのが目的になっておりまして、研修の中では地域づくりに関する基礎知識を得ること、個人のビジョンを明確にすることを目的にするということで、こういう研修が6月の今日は20日ですから4日後から始まるということです。そのあと2回目、中間研修ということで、これは10月から11月に2泊3日で予定されるようですが、これも先ほどの5地域の協力隊が集まりまして夏の活動を振り返って自己評価をします。そして、冬に向けての目標の設定を行うということになってございます。役場との関係につきましては、これは集中研修、先ほどの研修以外に毎月、毎週のフォローアップの対応がございまして、月に1回は研修生の指導と助言を、それから役場との打ち合わせをすることになってございます。それから、毎週電話またはメールで研修生に対して指導、助言を行うということになってます。

それから、先進地視察の関係ですけれども、委託期間中に協力隊員に合った視察研修を実施するというふうに聞いているところでございます。そのようなことで、入るとき、それから中間、中間、それから毎月、本人に対しては毎週、そういうことでこの北海道観光まちづくりセンターが対応しながら、それぞれの市や町と、入っている市や町と協議をしながら進めていくということになってございますので、それにちょっと町がすべてを計画してやるということではなくて、やはりそういう手馴れた方たちの、進めも手を貸していただきながら進めていきたいなというふうに思っているところです。

それから、関連してですけれども、相生のほうは明確な感じがするというので議員がおっしゃっておいりました。相生の部分について役場の商工観光グループ、それから介護福祉グループ、それから上里の部分については、商工観光グループで3年後、3年経過した後にはどのようなことが考えられるかということ、今の時点で想定していることをごさいますけれども、相生については商工観光グループとしては3年経過後の待遇については、特産品開発など相生振興公社従業員ということも考えられないかというふうに考えてます。

それから、福祉、介護福祉グループのほうでは相生の部分ですけれども、3年経過後の待遇ですけれども、今後の福祉事業をどう考えていくかにももちろんよりましますけれども、振興公社、社会福祉協議会等の受け入れも考えられるのではないかとこのように計画しているところをごさいます。

それから、上里につきましては、商工観光グループのほうでは3年後の待遇について、ガイド経験を生かし、ランプの宿森つべつの従業員、あるいはNPO森のこだま職員が考えられるのではないかとこのようにしているところをごさいますけれども、本人がこの町に住む上で何をしたいのかということは、本人のイメージやビジョンもあるかというふうに思います。例えば、よその町で喜茂別なんかでやっていたように、やめるラーメン屋さんの後継ぎに入っていくとか、さまざまな活動がありますので、そういったことが地域おこし協力隊の中でもお互いに議論とか交流をし合いながら、自分の道筋は決めていくのではないかとこのように思いまして、それは、その結果として、この町にできれば5人の方皆さん住んでいただきたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 私たちが人の人生をどうのこうのすることはできませんので、もちろん今町長おっしゃったようなことは、私どもとしてはこういうことを考えてるということであって、来る方がどう考えるか、定住していただけるか、また去って行くのか、そうしたことも私たちが決めることはできないことですが、できるなら津別のよいところを知っていただいて、そしてたくさんの方の交流をしていただいて、その中で町長のいつもおっしゃっている選択的定住民になっていただければ、一番い

いのかなと私も考えております。総務省ではこの事業を21年度から始めているわけですが、最終的に1年間3,000名ぐらいの地域おこし協力隊員を全国に送り出したいということで、今現在右肩上がりに伸びておりまして、24年度で617名、そして北海道には92名の地域おこし協力隊が昨年は配置されたということでございます。これは、喜茂別の副町長さんから伺ったんですけれども、やはりこちらから声をかけてやるが大変重要であって、特に地域のお年寄りの叱咤激励というのが、いた隊員さんの中では非常に効いたというか、これは喜茂別の隊員さんの声なんですけれども、「言葉だけじゃない信頼環境を得ることの重要性について学んだ。厳しい言葉もたくさんいただき落ち込むこともあったが、今では集落の方からの言葉が一番真っすぐ心に響く。」こういう感想を述べている方がいらっしゃいますけれども、そうしたように地域の方がたくさん声をかけてあげられるようなシステム。それから、もう1つアドバイスいただいたのが、自分たちの考えを発表する場を、自分たちの思いを発表する場を与えていくことが地域とのかかわりを強くしていくというふうにお話がありました。ぜひ私もそう思いますのでぜひこのような機会を設けていっていただきまして、彼らにとっていい出会いであったと思えるようにしていただきたいなというふうに思います。

私の質問はこれで終わりますが、町長のほうで何か答弁がございましたら、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） おっしゃるとおりでございます。よく記事にもいろんな本にも地域おこし協力隊のことが載ってまして、同種の発言が地域おこし協力隊の皆さんから出ているのは読ませていただいたりしているところです。また、テレビドラマにもなっております。認知度は非常に高いのかなというふうに感じています。今回採用する方は、20代が1人でして、あと30代が2人、40代が2人ということになってございまして、このうち相生に入られる方はご夫婦で協力隊員として入られて、そしてプラス別の方が40代の方ですけれども、東京からこれも女性の方、非常に元気がいい方というふうに聞いております。たまたま名前が森川理香さんという名前で、あれどこかで聞いたことあるなって名前だったんですけれども、その方がご夫婦1組と、

それから女性の方3人が相生に入られると。それから、上里は既に20代の方が、これはご夫婦でして奥さんが看護師さんであると。正看の方だということですが、これはだんなさんが協力隊員ということで、奥さんと一緒に引っ越しされて来るといことです。それから、上里にもう1組ですが、この方もご夫婦なんですけれども、外国人の方でしてモンゴル出身の方が来ます。奥さんは日本人なんですけれども、その方は中国語も話すというようなこともありまして、モンゴルのこちらで言えば教育大学を出た方で30代、間もなく40になろうとしてますけれども、お腹の大きくなった奥さんと一緒にこちらのほうで、上里で働くということになりましたので、これは皆さんそれぞれ面接の資料等々見てますと個性の非常に高い方たちですので、ぜひ地域になじんでいただいて、また、地域の方たちも積極的に交流、声をかけていただいて、この町にまた新しい風を吹かせてもらえればなというふうに思っています。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 次に、9番、篠原眞稚子さん。

篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、先に通告した2件についてお尋ねします。

私は以前、ゼロウエストというかごみゼロ宣言をした徳島県上勝町を訪れたことがあります。このごみゼロを目指してリサイクル、リユースの推進と分別は実に34分類をしているそうです。宣言では、未来の子どもたちにきれいな空気と美味しい水、豊かな大地を継承するため2020年までにごみをゼロにするという決意をしたそうです。地球を汚さない人づくりに努めるとのことでした。津別町の町政方針の中で、資源循環型社会へ向けた意識の高揚を図り、リサイクルとできるだけごみを出さない運動を進めるとあるが、どのようなことを現在考えておられるか。

2つ目としては、4月1日に出されています不用になった携帯電話などの小型家電などのリサイクル制度が始まっていますが、回収ボックスなどを設置する考えがあるのかどうかをお尋ねします。

3点目は、これは満足度調査の中からはなんですが、ごみ袋のことで、津別では現在最少が5リットルなんですけれども、実は生ごみを一緒に回収している大空町ではさら

に小さな3リットルというのがあって、やっぱり核家族や少人数の家庭が多いときには5では大きいのではないかという声も実際に聞きましたので、できているものと、すぐできるかどうかちょっとわかりませんが、小さい袋の用意ができないかということと、もう一つは袋の質というのでしょうか、もっと丈夫なものになればなおいいというのは工夫されてきているのかなというふうに思うのですが、とりあえず3リットルというのが追加できないかどうかということと、4つ目には、これも満足度調査の中にあつたのですけども、要介護、それから子育て中の家庭の中では、ゴミ袋が有料になっているので、他町村ではこの袋を無料にしているところもあって、子育て中としてはそういうところがあるとありがたいなというような記述の回答をされている町民の方がいらっしゃったので、分別やゴミゼロに関して、これも追加してお尋ねしたいというふうに考えました。

次に、全国学力、学習状況調査の結果なのですが、全国での北海道の順位や北海道でのオホーツク管内の結果によりオホーツク教育局で開かれた管内教育長会議で「オホーツクの子どもたちに大変申し訳ない現実を受け止め、子どもの将来に責任を持ち、なりふり構わず取り組んでほしい」という力を込めた発言があつたという報道があり、次の日には学力向上への取り組みが始まっているというような記事が出され、網走教育委員会では小中学校で情報交換や研修、連携する学力向上推進委員会というのを設置し、校長会、教頭会が管内で初の学力向上宣言をしたという記事がありました。また、同ページには、他の市町村の取り組みなども掲載されていたのですが、津別町の所の取り組みがその記事の下の中には、特になしかな不開示情報なのか、未回答なのかというようなことが書かれていましたので、何も手を打っていないはずはないというふうに感じているので、その点のところでも今回お尋ねしたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林 伸行君） [登壇] それでは2点目のご質問でございます全国学力、学習状況調査の結果を踏まえた本町の取り組みについて、私のほうからお答えいたします。ご質問の報道は3月28日、29日付の北海道新聞のオホーツク版に「どうする学

力」というタイトルで上下2回に分けて掲載された下の特集で、オホーツク管内の10市町村の取り組みが示されていますが、最初に本町が掲載されていない理由についてお答えをいたします。全国学力、学習状況調査は、昭和31年度から全国の一部の小、中、高校を対象に実施されましたが、昭和41年度に学校や地域間の競争が激化したこと等を理由に中止となっています。その後平成19年度から悉皆、抽出などにより調査が実施されていますが、この調査の再開、実施に当たって文部科学省は、過去の経緯も踏まえ、調査は教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善につながることを重要であり、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮することとし、市町村にあつては区域内の市町村及び学校の状況について、個々の市町村名や学校名を明らかにした公表を行わないというような通知がなされていることを元に平成19年度の調査再開以降特に人口規模、学校規模の小さい北見ブロック4町は、町全体の活字による結果についても公表しないということで対応してきているところがあります。先の新聞取材では、学力テスト結果に対する質問が含まれていたということで、本町はこれまでの方針どおり学力調査結果についてはお答えできないとしたことから、津別町を含む他の町とともに新聞には掲載されなかったという経過でありますので、前段ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、学力向上に向けた本町の取り組みについてお答えいたします。本町も当然に全国学力、学習状況調査の目的を踏まえ、本町の子どもたちが学習指導要領に示された内容をしっかり身に付け、将来社会で自立して生きていくために最低限の学力を保障できるよう道教委が掲げる「オール北海道で目指す目標」の実現に向けて取り組んできているところです。

各学校における取り組みにつきましては、学力学習状況の結果は、学校ごとに考察し、課題と対策、さらには数値目標を掲げて日常の学習指導の改善、充実につなげるなどの取り組みをしています。指導する教員の研修等によるスキルアップはもとより児童、生徒に対しては、夏休み、冬休みなどの長期休業中を活用して学校において希望する児童生徒に学習サポートを実施しています。さらに、道教委が取り組んでいるトライやるウィーク、チャレンジテストは町内すべての学校で参加しているほか、年間を通じて朝読書や朝学習、放課後学習等にも取り組んでいます。

また、家庭学習は、授業内容を補完、授業内容に備えるという意味では欠かせない要素であり、保護者には自分の子どもの得点、成績位置などをお知らせするとともに学校と課題を共有する中で、家庭学習の定着化などの協力を求めています。なお、本調査で把握できるのは、生きる力の要素である学力における知識と活用の一部であることはご理解いただいているところでありますけれども、合わせて勉強の好き嫌いや基本的な生活習慣など、本町の子どもたちの学習状況の調査も実施していますので、その結果についてお伝えいたします。

本町の小中全校に共通する課題といたしましては、小学生、中学生ともに家庭学習時間が少ない、特に小学生の「家庭で宿題を全くしない」は、本町の児童は 23.1%で全道、全国の 1 ないし 2 %に対して 10 倍以上も高くなっています。中学生においても家庭学習は「余りしない」と「全くしない」の合計では 28.6%でありまして、これも全道、全国と比べて高い数字となっています。逆にゲームに興じる時間は、全道、全国の平均と比べると津別の子供が長いこと。また就寝時間では、中学生の寝る時間が全道、全国の平均と比べると遅いなどの結果となっています。これらのことから、家庭学習や基本的な生活習慣の定着化など、家庭での過ごし方が課題解決のカギになると考え、本年度の教育行政方針に教育の原点は家庭にあり、教育の営みは学校、家庭、地域が連携、協力することで大きな成果が得られる。その中核となる学校の充実が家庭の愛情やしつけ、思いやり、社会的マナーや善悪の判断、基本的な生活習慣や家庭学習の定着化など、家庭の教育力の実践と協力なしには成し得ないとして、家庭との連携、強化を今年度の目標として掲げているところであります。この家庭との連携の新たな取り組みにつきまして、可能なものは今年度から、遅くとも 26 年度当初から実践していこうということで、現在校長会とともに検討しているところであります。より一層、家庭や地域の理解と協力をいただきながら、子どもたち一人一人に確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力をバランスよく育てる努力をしてみたいと考えておりますので、取り組みにご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、ご質問のありましたごみの分別と減量

化等について、4点ご質問がございましたので答弁させていただきます。

町政方針のできるだけごみを出さない運動についてでありますけれども、ごみを出さない運動は、法律でも使われています3R運動を基本といたしまして自治会の衛生部長さんをはじめ、各関係団体からの代表で組織する環境衛生推進協議会を主体に進めているところでございます。環境衛生推進協議会の活動では、3R運動の一つであるリユースとして、冬期間を除く毎月、古着や使用済み食用油の回収を行っています。また、啓蒙活動としては、お祭りなどの催しにおいて啓発を行っておりまして、役場の事務局からはごみ広報を毎月発行し、時期に合った啓蒙活動を行っているところでございます。3R運動に加えてリフューズを加えた4R運動やリペアなどのRを加えた運動の考え方もありますが、それらの考えを個々人に浸透するよう工夫し、環境に配慮しながらごみの量を減らそうと考えていくことがごみを出さない運動になるものと考えているところでございます。

2つ目の小型家電回収ボックスの設置についてでありますけれども、本年4月に施行されました使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、通称小型家電リサイクル法は使用済みの携帯電話やゲーム機器等に含まれるアルミや貴金属、レアメタルなどを回収し、再資源化することで廃棄物の適切な処理と資源の有効利用を図ろうとするものであります。実際の回収につきましては、各市町村に委ねられ、回収方法は選択できることになっており、回収ボックスを設置する方式、一般廃棄物として出してもらい、その中から選別するピックアップ方式、各種イベント等において持参してもらいイベント回収方式などがあります。本町においても、経費面を考えますと蛍光管や乾電池などの回収と同じように回収ボックスによる回収方法に、イベント回収を組み合わせることが妥当として検討しているところでございますけれども、携帯電話機器等に残されている個人情報の管理が問題になっています。既に導入している所は回収するとすぐに一部を壊す方法が経費的に一番安価とされていますけれども、そのための人件費も生じているようでありまして、対策としてボランティア等の活用や簡単に取り出せない回収ボックスの設置等が考えられるところでございます。

近隣市町村でも既に回収を始めているところでありますので、それらの事例を参考・検証させてもらいながら、早めの時期に始めて行きたいというふうに考えている

ところでは。

3つ目の生ごみの袋のサイズ検討についてでありますけれども、本町の一番小さな生ごみの袋は5リットルですが、本町に持ち込み共同処理している大空町が本町より小さい3リットルの袋も指定袋として設定しています。これは大空町が生ごみを分別しようとしたときに、本町の5リットルの袋を見て説明したところ、もう少し小さな袋を要望したことによるものと聞いているところです。本町の生ごみ袋についてももう少し小さな袋もという意見が多く聞かされており、さらに大空町には本町と規格が異なるものが燃やすごみや埋めるごみの袋にもあることから、統一する必要性について担当間で協議する必要があると感じているところです。今後大きさや規格の統一といった検討を行った上で、一定の周知期間を設けながら手数料改正に伴う条例改正を行い実施する考えであります。

最後の要介護、子育て家庭等に対するごみ有料袋の支給についてでありますけれども、子育て家庭に対する支援の一つとして、ごみ有料袋の配布も考えられますが、例えば水ぼうそうやおたふくかぜなどの任意ワクチン接種費用の助成のほうが優先順位は高くないかという見方もありますことから、これらも含めて次年度に向けて検討を進めてまいりたいというふうに思います。要介護者に対しましては、有料袋の配布がよいか、あるいはオムツ購入費用の助成、北見市では要介護2以上を対象として実施すると聞いております。こうした助成がよいか、または高齢者の肺炎球菌ワクチンの助成、美幌町では今年度から実施しているというふうに聞いています。このほうがよいか、これについて次年度に向けて検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） 順番逆ですけど回答されたように、学力テストのほうから再質問したいと思います。さっき新聞に掲載されなかった理由ということで教育長のほうからお話があったわけですが、ここでは点数を主な目的の羅列みたいなので順位には余り関係ないようなことだったのですけれども、この二日間のをみるとちょっと大変だなというような感じがしていろいろ調べてみたのですが、テストそのものについては、学力テストを実施したのには長い歴史的なことがあって、や

っているうちにやっぱり順位を競うような、そういうような問題が発生し、テスト自体もきちっとした中で受けられないようなというか、具体的な例だとちょっと点数を下げそうだとぐあいが悪いみたいな感じで、聞いた話なのですけれども保健室でちょっと休んでてもらおうというようなことで平均点を下げなかったみたいな、そんなようなこととか、いろんなことがあって一時休んでいて、それから2007年に実施するときもテストを一斉にするかしないのかと、すごく大きな問題になって津別町でもテストを受けないというか、全国では犬山市、そこだけが学力テストを受けないという、それは教育委員会で決めて国のというか文科省の方針に従わず、テストで学力を上げるということではないのだということ少人数だとか、そういうようなことをやっていって上げていくから、わざわざ全国的なものはないとか、そういう中で行なわれてきて、そして民主党の仕分けか何かでは、すごくお金がかかるから今度抽出をするというような話になったりとか、いろんな変遷があって、ただどこがどうこうということではないのですけれども、やっぱり道の教育委員会なんかは、過去何回か実施した抽出であってもなくても結果が出たのを見るとずっと下位のほうに、47都道府県の中では下の方にあるから何とかしなきゃならないということでいろいろ手を打っているさなかなのですけども、そんな中で今さっき教育長の話で家庭学習をすることか宿題をしないというような話は、ちょっとその数字はわからなくて驚いたのですが、この新聞の1回目のほうでは、「勉強しなくて平気」と、こんな大きな見出しで出ていて、こんなことではやっぱりこれからの社会へ出て行くために何とかしなきゃいけないのじゃないかなという印象を強くしました、この記事では。それで、3月はちょっと議会で間に合わなかったのですけれども新聞記事が出たのは議会が終わっていたので、それで6月に向けては町の取り組み等について少しお聞きしたいなというようなことで今回しました。

それで、今年からは教育方針というのを町長でなくて教育長が初めて3月の定例会からされることになって、家庭力という話もあったのですが、いろんなことを気づいているけど一歩踏み出せないというときには、どうしたらやれるのかというようなことはお節介かもしれないけども、やっぱりしていくことが必要じゃないかなというふうに思っていますので、先ほど個々に答弁していただいたことは、もうそのとおりに

っていただければ十分かなというふうに思っています。チャレンジテストだとか、そういうのもやっているというようなことだったのですが、こんなふうなことを言いながらも教委は、別に平均点そのものを上げなくてもいいみたいなことを言ってみたりいろいろなのですけど、もう一方では、道のなんかを見ると教育の機会均等という義務教育の趣旨に立ち戻れば、本来生まれ育った所によって学力に大きな差があってはならないというようなことも言っているのです。今津別町の特徴みたいのが出たので、それは朝学習とかいろんなこともされています。ところが基本的な生活習慣というのがちょっと問題なのかなというような答弁であったかなというふうに思われますので、以前にもお話ししたのですが、一問一答には長くて申し訳ないのですが、やっぱり親の力というのは非常に大きいというふうに思いますので、今後に向けてやっぱり家庭の力を高めていくための方策というのを続けていってほしい、その中にやっぱり親業みたいな、親の力が必要だというようなお話、なかなか集めてというのは難しいかもしれませんが、学校便りに書くとか、何かにするとかということでは気づく人もいると思うのです、気づかない人もいるかもしれないけど。気づく人、一人でも二人でも気づく人がいれば、そういうところに目を向けていっていただきたいなというふうに思います。まず、その点考え方があればお聞きます。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 最初に議員がもう既にお話しされていますけれども、学力調査の目的、それは全国どこの地域で生まれ育っても生きて行くため最低限の力を身に付けさせるのだということに基本があるということで、その中でじゃあ調査結果が公表されないのがなぜなのかということが過去の経過の中からどうしても数字がひとり歩きをするというふうなことで、そこが大きな問題があったということでありませけれども、いずれにしても、その調査結果は、子どもたち一人一人に還元させなければならないというふうなことで取り組んでいるということについてご理解をいただきたいなというふうに思っています。本来の調査目的に沿ったものが、そういうことであろうというふうに思っていますので、どこにつまずいているのかとか、理解がどんなところ足りないのかということについて分析し、それらについて一人一人に必要な基礎学力を身に付けさせるという取り組みをしているということについてご理解

いただければというふうに思っています。

それから、以前から家庭学習だとか家庭教育だとかという、家庭学習と教育は違いますけれども、家庭教育力、力ですね、そういったことが足りなくなっている。あるいは、地域力、その地域の力も子どもを育てる力も落ちてきているというふうなことであります。私も子どものころに、近所のおじさん、おばさんによく叱られたり、あるいは褒められたりだとか、導かれたりだとかというようなことが経験ありますけれども、今なかなかそういう地域の中で、いわゆるそういう地域力を支えたおじさん、おばさんがいなくなってしまったというようなことで、そういったこともさらにまた復活させていく必要もあるのかなというふうに思っています。その始まりは、やはり町長も進めていますあいさつ運動、あいさつがコミュニケーションの始まり、そこから人の関係が繋がっていくということもありますので、今学校のほうには小学校、中学校とも自主的な児童会、生徒会の取り組みということであいさつ運動をやっていますけれども、それをもう少し浸透させる、充実させるというようなことで各学校の校長会等において各学校にもお願いをしているところであります。

それから、家庭教育という部分では、子どもに対して基本的な生活習慣、それから生活能力、社会規範、それから豊かな情操、他人に対する思いやりだとか自制心、そういったことを身に付けさせるということでありました、これはすべての教育の出発点だというふうに思っています。今道のほうでも早寝、早起き、朝ごはんというふうなことをやっていますけれども、基本的なことができる、そういったことの中に家庭学習もそういう生活の中に入っていくというふうなことが必要なのだろうというふうに思っています。今各学校では、学校によって目指す家庭学習の目標の時間が違いますけれども、例えば活潑でいえば学年掛ける5分、小学校については学年掛ける5分、それから本岐では学年掛ける10分とか、あるいは中学生では1時間以上とか、家庭学習に取り組むという、その目標を定めて親にもそういう環境をつくってほしいということで呼びかけをしています。そういうまず家庭における過ごし方を少し見直すだけで、津別が今抱えている、津別の子どもたちが抱えて課題の何点かは解決に向かうのではないのかなと、そんなふうに思っています。家庭との連携、それぞれのさまざまな家庭がありますので、そこにすべて同じようにというふうなことはなかなか難しい

と思いますけれども、一番接点のある学校がどういうふうに家庭とかかわりを持つのかということについて、7月の校長会のときまでに、これまで取り組んでいる事業、それから今後そういった課題を踏まえてどういうふうに取り組んでいったらいいのかということについて宿題にするので次回検討しましょうという話にしています。

それから、地域の力という部分につきましては、これは教育委員会でも各企業に協力を求めたりだとか、あるいは自治会に協力を求めるだとかということもできると思いますので、それについては教育委員会のほうで案を示して、それを双方持ち寄って来月以降から方向性を決めて、そして遅くとも26年度の当初から実践するという考え方でおりますので、具体的なものをお示しできませんけれども方向性として、そういうふうを持っているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今お話の中であいさつというふうにも出たのですが、管内の取り組みというか、管内の中では順位がわかるような、わからないようなというふうなお話だったので、順位の良い所を取材した所にもやっぱりあいさつができるというようなことが書かれているので、そういう方向でいってもらいたいというのと、今度違う新聞を見たときに、低迷している原因が何かというアンケート調査をすると、家庭だと挙げている人が69%いて、教師が54で、教育委員会が47ということなので、対象をちょっとどういう人というのがわからなかったのが新聞の無作為みたいらしいのですが、ということで何となくやっぱり家庭に問題があるのだというようなことが、それぞれに感じとっているのかなというふうなことがありますので、家庭というのは近所の何とかさんもいいのですが、やっぱりこの地域でしっかり育っていくというときには、もうちょっと余り上からどうこうというのも問題なのかもしれないのですが、より専門的とか、そういうことであれば、お互いのお母さん同志じゃなくて、ちょっと違う立場の人が私たち家庭が大事なんだってということの気づきというようなものができるように、ひとつ要望したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 今家庭教育という部分では、既に社会教育のほうで児童館

等を活用して何点か取り組みをしています。そういった中で、小さいお子さんを抱える親が、親同志話をする、あるいはそういう中に職員が入って行って必要性をお話しするというようなこともあると思いますし、また、今回できる事業の一つということで、これは道教委が取り組んでいるやつですけれども、親力アッププロジェクト事業という、これに津別町が手を挙げるということで、既に手を挙げました。これは、今年度局のほうから講師に来てもらって津別でそういう事業を行うというふうな内容ですけれども、これも家庭の教育力だとか、あるいは家庭のあり方、それから家庭学習も含めて、そういったことの定着に向けた取り組みの一つにしていきたいなというふうに思っているところです。お母さん方の気づきというか、気づいてくれる人はもう既にそこに動き出してはいるのでしょうけれども、先般中学校の先生と話したら、宿題を出したら苦情の電話がきたということで、多過ぎるというようなことの話があったということです。ここの新聞にも勉強しなくて平気というふうなことで、うちの子は家業を継ぐのだからいいのだというようなことで、なかなか小学生のみならず中学校になっても親のほうでそういう認識をしてもらえないのだというようなことも話をされてました。その辺のところも温度差がいろいろあるのかなというふうに思いますので、どういふふうに取り組むかというのはこれからのことですけれども、やっぱりこれから育つ子どもたちがしっかりした学力を身に付けられる。合わせて体力も身に付けられる、それから規範意識も守れると、そういったバランスがいい子どもとして育つような取り組みをしていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 教育行政方針にも書いてあったのですが、最近は何れも使わなくなったのかなというふうに思ったのですが、知育だとか、徳育だとか、体育だとか教育に必要なことというのは、もう死語みたいになっているのかなというふうに実は思っていたのですが、最初にいただいたものにもそういうふうなものがある、必ずしも知育のほうばかりに比重が置かれても困るのだろうというふうには思うのですが、ただ、宿題を出さないでくれというふうなことを言うような人もいるのだなということに改めて認識して、個々の対応というのは難しいのだなという

ふうにも思いますけれども、やっぱり個々だけじゃなくて将来に向けて出て行く時にちょっとわかりづらいです。成長していく過程で必要な力をつけてあげたいというふうに道教委だとかいろんな所が言われているわけです。もちろんそういうことなのだろうというふうに思いますので、やはりバランスのいい津別の子どもたちが育っていくように力を注いでいただければというふうに思います。あれば。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 私体力というふうに申し上げましたけれども、体力も北海道の子どもたちは、これは今までは抽出調査で、小学校5年生と中学校2年生を対象に行っているのですけれども、これも北海道は全国の最下位、または最下位に近い位置だというふうなことで、今年からこれも悉皆調査で25年度から全校取り組まれるということで、7月に行われるということなので、今年の7月過ぎれば津別の子どもたちがどういう状況にあるかということがはっきりすると思いますけれども、体力というのがすべての活動の源といいますか、勉強するにしても何にしてもやっぱり体力がまず基だと思しますので、そういったことも含めてしっかり育てていければなというふうに思っています。教育というのは普遍性持ちつつも時代の要請にもこたえていかなければならないという、そういう難しさもあるのですけれども、子どもたちにしっかりした根を持たせないと。将来自分で道を切り開いていけるような太くて丈夫な根、例えば将来赤い花を5つ咲かせたいとか、葉を4つ付けたいというようなときに、自分で水や養分を吸収できるそういう力、そういう基本的な資質が持てるように育てていきたいと、そういうふうに目指しているので、よろしくねということで校長会等とも話していますので、そんな方向で進めていこうとしているということについてご理解をいただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） 今の北海道や網走管内の状況ですと低空飛行をしているとういことなので、そろそろ上がり出すのかなというようなことなので、これからのことに期待をしてこの問題は終わりたいと思います。

それから、ごみの分別等についてなのですが、まず、一番目の中で、できるだけ出さないという運動についての中で、今まで3Rということで、今度もう1つプラス1

の啓発を広報だとかいろんなところを通じてごみ広報ですけれども、そういうものを通じてさらに進めていきたいということなので、それは簡単にできるかどうかわからないのですけれども、不要なものは買わないというようなことでも一つ大きなRプラス1になると思うのです。そんなようなことで、やっぱりここも同じようなことで、もっとゼロに限りなく、ごみゼロなんてなかなか難しい問題なのですが、限りなくしていくために何が不足しているかというようなことを考えていくと、そういうようなところに到達していくのかなというふうなこともありますので、新たなものを集中的にとりか、啓発していただければというふうに思います。

それからもう一つ、ちょっと順番あれですけれども、大空と一緒にすることになると私はごみを減量していくために、今うちで埋めているものの中で、以前には何でもというか、いろんなダイオキシンだとか、それから焼却炉の問題があって燃やせないものもたくさんあったかと思います。それで、今さら変えるというのはどうかということもあるのですけれど、津別町と大空町では燃やすものがちょっと違います。燃やしたらだめだといわれているものがあって、取り除かれて埋めるようになったものもあります。津別町では燃やさないでずっと埋めていたものが大空の焼却炉では燃やすことが可能であるというような話も聞いています。それで、具体的にというか余りたくさんは知らないのですけれども、津別町で燃やせられない、例えばペットボトルの汚れたようなものなんかは、うちは埋めてます。向こうは燃やしています。それとか、乾燥剤みたいなこんな小さなものなのですけど、ああいうのも津別町なんかは埋めているのです。あれは燃やして問題がないのだったら私は燃やしたほうがいいのじゃないかというふうに思うのです。塵も積もればみたいな話で。だからこの際、いろんな今袋の大きさ等検討していくのであれば、今までのがこれでこのままいいのか、複雑になっていやだとか、いろんな問題が出るかもしれないのですけども、そういうようなところも合わせて一緒にやっている所と相談しながら減らせるものなら減らしたほうがいいと思います。減らせるというか燃やせるのだったら燃やしたほうがいいと思うのです。なにも埋めることはないと思うのです。そういう点が一つまずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君）　これは、環境衛生推進協議会という所と平成15年に設立されましたけれども、その前の3団体が合併してこの協議会が立ち上がっています。そこといつもお話しをしながら物事を進めておりますので、今言われた部分につきましては、津別と大空の一緒にお互いにごみの交換をするようになりましたので、そこでそれぞれに合わせた形でやっておりますので、しばらくたちますので、これはできないのか、できるのかというようなことはまた担当のほうでお話しをして、そして中にはもしかしてできないものもあるかもしれないです。そういったことをまた協議会の中でお話しをさせていただいて、決まりましたらまたスタートしていくというふうにしていきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君）　9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん）　今ここで即答ということではなくて地域もあるし、それから津別町には環境衛生推進協議会というのもあります。そこで十分話し合いがされてやっぱり限りなく減らしていく上勝町みたいにはならないまでも、やっぱり燃やせるものは燃やす、当初の計画より最終処分場が延命してくるかもしれないけれども、さらに延命とか、それでもあそこだけでは無理というようなものも出てますし、協議をしていただければというふうに思います。今回減量ということで、一般廃棄物処理計画を見て、1人当たりのごみが800なんぼという数字を見て、10年かけて5年で45グラム減らして、10年後には今814、1人1日当たりというのを732にもっていくというようなことが述べられていて、これも結構この数字で言うのはおかしいのですけれども、全国とかなんとかにすると、この1人当たりの814というのが必ずしも多いわけではないみたいなのです。それなりに減量に頑張ってきているのかなと思ってさらに減らす、この732で、これからこの中から10%を減らしたいという目標だとしたらやっぱりもっと何か工夫しないとこの計画をクリアするのは結構難しいかなと思ったのです。45グラムってどれぐらいの重さかなというふうに思ってちょっと計ってみたのです。そしたら議会報の先月のあの重さなのです。これで何を減らせれるかなというふうにとちょっと数字が出てきたので見たのです。それからまた30なんぼ減らすということなので、何かちょっと工夫をしていかないと目標まで行かないのじゃないかなと心配になったので、その辺も合わせていま今ということではないのですけれど、協

議会と大空町と相談をしながら進めていってほしいのと、さっきの1回目にお話しした上勝の話では、あそこには2,000人ぐらいの人口らしいです。行ったときには余り感じなかったのですが、資源物持って町の中に集まって来るのです。例えば例にしたらおかしいのですけれどさんさん館ぐらいな、ああいう町のちょっと中心みたいな所にそれぞれが家からいろいろな資源を持って来て、その何十種類の分別、私が行ったときには34もなかったかもしれないのですけれど、割りばしだ何だかんだと全部それは自分の家から持って来るみたいで、回収車が走らない町みたいなことで4,500人の人が視察に来ているらしいです、今でも。それと同じくはならないのだけでも、でも子どもたちのためにやっぱりきれいな空気だとか、おいしい水だとか、豊かな大地というのはやっぱり残してあげたいものの一つであるので、それがごみと関係があるのであればそれはしっかり勉強して、いい環境を残していくというふうなことにつなげていければ環境教育、そういうようなことも充実していくと美しい町だとか、そういうことにもつながっていくのじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3と4の袋の有料のことなのですが、これは、例えに福祉部門のほうのごみ袋の提供よりもワクチンのほうがいいとか、袋よりもおむつのほうがいいかもしれないと選択肢はたくさんあると思うのですけれども、満足度調査等に上がってきて、それはたくさんの人ではないのかもしれないので、全部に単純に渡すということになるといろいろあるかもしれないので、もし本当にそういうことが生活をしている上で子育て中で、紙おむつとかいろいろと大量に出るので、その袋自体そんなに高いものでないのかもしれないけれど、10枚で300円とか500円とか、そういうことなのですが、そういうことが少しでも生活の上でネックになっているのだとしたら、申請でもしてもらって渡せるようなことも考えられるかどうか、これも内部で検討していただければいいかなと思ひます。例えば、もう一つやってほしいのは、せつかく満足度調査やなんかで記述式で書いてあるものに対しては、できるだけというのはおかしいのですけれども、やっぱりそういう声に耳を傾けていただきたいなというふうに考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 減量化に向けましては、町政方針の中にちょっと今改めて見ますと、文言が不足していたのかなというふうにも思います。というのは、資源循環型社会へリサイクルとできるだけごみを出さない運動を津別町環境衛生推進協議会とともに進めてまいります。これは今までもずっとやっておりますので、引き続きという言葉がちょっと抜けていたのかなというふうに思います。今まで、平成15年に設立されてから、ごみの計画をつくるにしても、ここと協議をしながら進めてきているというふうに考えております。そこが計画ですから途中で何らの不都合な部分があるということであれば見直しを進めていくことになると思いますし、これまで協議会と一緒にものの考え方を軌を一にして進めてきていますので、そこでまた協議をさせていただきながら進めていくというふうになるかというふうに思います。

オムツのとかごみの有料袋、こういった部分については1回目の答弁でもお話ししましたように、例えば子育てとかという部分でいけばやはり内部の保健師さんも含めて感じていること等々も、そういうお母さんたちと接して感じていることがありますし、それから要介護者に対しての接している職員もそれぞれ感じている部分もありますので、そういったことを一緒に合わせて、どれを順番として支援していったらいいのだろかということで、あわせてアンケートもありますので、そういったことを加味しながら来年度に向けて何らかの形で推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 環境衛生推進協議会と相談しながらというふうに来ています。ずっと、毎年同じと言ったらおかしいんですけど、こういう方針で進めていくという町政方針も読んでいます。ところがごみの実際のところ減量になかなかそんな簡単に数字には出るわけではないのです。最近ちょっと横ばいになっているのかなというふうに思っています。ですから、減らすのであれば、それは行政が指導してするかどうか、そっちのほうから自然発生的に沸いてくるのが一番だと思うのですが、1、2にいろいろ感じたところがあったので、ここでお話ししたので、よろしく願いします。

以上で終わります。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） どちらからこちらからということではなくて、一緒に協議をしていますので、双方でその場でこの点はちょっと疑問があるとか、この点はもう少しこういうふうにしたほうがいいということを議論し合いながら、よりいい方向に進んでいきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 3時 12分

再開 午後 3時 25分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

次に、5番、茂呂竹裕子さん。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、2点にわたってご質問させていただきます。

第1点は、視覚障がい者の視聴覚環境の改善についてです。地デジ移行前には、全国で視覚障がい者の66%が小型のラジオでテレビから情報を得ているという調査もあります。2011年の7月に地デジ完全移行で従来のFMラジオでは受信ができなくなり大変不便を感じるようになり、これらの声を受け全国視覚障がい者団体は、携帯ラジオに地デジ受信機能を付けることを求め、国会請願団との運動を行った結果、2011年8月、衆参両院の本会議でこのことが採択され、総務省も開発する企業に補助金を出して1年後に製品化されました。開発された地デジラジオは、音声ガイダンスや機能、操作が非常に楽だということなのですが、一方で価格は8,000円～3万円と、これまでの携帯ラジオの数倍もかかり、国会や地方議会では市町村が障がい者に日常生活用具に地デジラジオを加えるように求められてまいりました。今年2月に厚生労働省は全国の障がい福祉担当課長に、日常生活用具に該当すると判断することも可能と周知しました。道議会では、今年の1月8日に保健福祉委員会で日本共産党の真下道議が市町村で実施するように道として働きかけるべきという質問をし、担当局長は、速や

かに日常生活用具の対象として追加するよう市町村に通知すると答弁し、2日後の1月10日に参考商品資料を添付した文章を出したと報道されています。これを受けて釧路市はこの4月から実施しているそうです。津別町もその文書を受け取っていると思います。また、道が通知してから半年が経過していますが、津別町は視覚障がい者にとどのような対応をしたのかお聞きしたいと思います。

次に、風疹の流行に対策が必要ではないかという質問です。首都圏を中心に、風疹が流行し徐々に広がってきています。報道によればその数は6月11日現在、去年の4倍、1万人に達しようとしているという報道でしたが、一昨日はもう1万100人を超過したという報道でした。この夏がピークだろうと言われていています。問題なのは、罹患者の年代が20歳～40歳代と妊娠の可能性の高い年代にあることと、妊娠初期の女性が風疹に感染すると生まれてくる赤ちゃんに心臓疾患、難聴、白内障などの先天性風疹症候群が起こる可能性があることです。また、女性が妊娠している場合予防接種ができないことからウイルスを持ち込ませないために、抗体のない夫や家族にも予防接種が必要です。しかし、予防接種の費用は1人1万円ぐらいかかり、仕事を休んで予防接種を受けなければならないため、必要性を感じてもなかなか踏み切れないのが実態ではないかと思います。まだ北海道に上陸したということは聞いておりませんが、東北地方で罹患者が出ているので上陸は時間の問題だと感じています。有効な対策としては抗体のない人全員に予防接種を行うことが必要だと思いますが、津別町として何らかの対策をお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 茂呂竹さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、ただいまご質問のありました茂呂竹議員さんの2点につきましてお答え申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目の視覚障がい者の視聴覚環境の改善についてでありますけれども、平成25年1月10日付で、オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課長の名前で、「実施主体である市町村の判断として、地デジ対応ラジオを日常生活用具の給付対象として視聴覚障がい者の情報入手手段の確保に配慮されたい」という文書の送付があったところでございます。津別町での日常生活用具の給付につきましては、地域生活支援

事業実施要綱に基づいて行っており、視覚障がい者の場合は、「情報通信・支援用具」といたしまして14万9,100円を限度額として実施しているところでございます。今回の地デジ対応ラジオは、高いもので1台2万9,000円ほどであるため、要綱の改正は行わず、この限度額内で対応可能と判断したところでございます。

しかし、現在町内在住でテレビ視聴が難しいと思われる視聴覚障がい者、身障手帳1級の方は6名おりますが、制度の通知を行っていないことから、次回の広報に掲載するとともに、広報紙の内容を録音して届ける社会福祉協議会のボランティア「声の広報」なども活用しながら、該当者に直接連絡することも行う予定でいるところでございます。

次に、風疹流行の対策についてであります。議員が今お話しされましたように、風疹は風疹ウイルスによって起こる急性の発疹性感染症で免疫のない女性が妊娠中に感染すると胎児が風疹ウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障を主な症状とする先天性風疹症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があるとされているところです。平成24年から患者報告数が増え、特に首都圏や近畿地方での報告が多く、北海道感染症情報センターでは本道では今後の動向に十分な注意が必要と発表しています。平成25年に入ってから道の内の患者数は77名ですが、うち北見保健所管内は4名であることから注意報のレベルには達していません。

予防対策はワクチンの接種でありまして、接種回数は2回が望ましく、女性は接種後2ヵ月間は避妊すること、妊婦は接種できないが、できれば妊娠12週までに本人も家族も接種が終わっているのが望ましいとされています。風疹予防ワクチンの1回当たりの接種費用は、風疹単独で7,000円～8,000円、麻疹風疹混合ワクチンは1万円～1万1,000円となっており、津別病院は抗体検査込みで1万1,300円と聞いています。

自治体の対策内容につきましては、首都圏では大流行を受け、緊急対策として混合ワクチンの予防接種費用の一部助成を行っておりまして、対象者は19歳以上49歳までの妊娠を予定・希望している女性と妊娠している女性の夫とし、費用助成は1回接種分2,000円の自己負担や半額助成など自治体によってさまざまです。道の内の自治体では苫小牧市が千歳空港に近く、苫小牧港は本州と結ぶフェリーが寄港し人の往来が多いとの判断から、19歳以上50歳未満までの妊娠を予定・希望する女性と妊娠中の女

性の夫を対象として、1回接種分の自己負担を2,000円として助成を行っています。本町が現在行っている対策は、婚姻届の提出の際に、風疹予防ワクチンの案内チラシを配付しているほか、保健師が相談に応じていますが、これは風疹流行に対する緊急対策というよりは、安心して出産を迎えられるように行っているものでありまして、ワクチン接種の助成につきましては、現在管内では北見市と網走市が助成する予定と聞いておりますので、もう少し他市町村の動きを注視しながら判断いたしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 最初の今ご答弁いただきましたけれども最初の視覚障がい者の視聴覚環境についてなのですが、津別町には1級の視覚障がい者が6名いらっしゃるということです。私は、そのうちの3名くらいは存知上げて、近くにいるような人たちもいますのであれですが、そういう方たちが、私たち晴眼者というか私は半分目が見えませんが半分だけ晴眼なのであれなのですが、やはり視覚障がい者の身になって考えるという点では、私は本当に自分でも反省しなくちゃいけないなというふうに思っています。こういう問題を初めて取り上げてみましたけれども、津別町で地デジ以前にFMラジオとかAMラジオを使用していた人はいらっしゃるのかどうかということ。私が聞いた方たちは、ラジオじゃなくてテレビから直接聞いているというようなお話でした。こういう地デジ移行後のラジオを不便になったというのは、訴えがあったのかどうか、ちょっとまずお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） その方たちが、直接テレビから聞こえる音を聞いていたのか、FMラジオを通じて聞いていたのかというのは、ちょっと私のほうでは把握しておりませんでした。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） やはり情報というか日常生活用具にどんなものがあるのか、私がきのう、一昨日お聞きした人は、それをみんなにまず知らせてもらったほうがいいのだよというような話でしたので、お知らせになっているのかなってないのか。そして今回のように変更がある場合に、どのように適切なお知らせをするのか。広報

に書くとか、声の広報にやってもらうとかというふうなご答弁が最初にありましたけれども、やはり一人一人、津別町には障がい者の団体も部会もないので、一人一人の障がいの方が役場と直接交渉というような、訴えに行くとか、お願いに行くとかというような形になっていると思うのですけれども、役場に行ってもものが言える人や言えない人がいろいろいると思うのです。また、外に出られない人だとか、いろんな人たちがいて、出られる人と出られない人の格差なんていうのもあるのではないかと、いうふうに思いますが、個々の方が役場に見えられて要望を出される場合の対応というのが、係の人の心構えだと思っておりますが、どのようなことを心がけておられるのかちょっと聞きたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 障がい者の方の日常生活用具の給付のこの事業については、それぞれの障がい別、例えば肢体不自由の方の分だとか、聴覚障がい者、知覚障がい者、さらには腎臓だとか心臓の内部機能障がい者、そういった障がい別に給付の品目が決まっております。ご質問のありました視覚障がい者の部分でいきましたら、今のラジオのほかに今まであったのは点字のディスプレイだとか点字機、点字タイプライター、さらには障がい者用ポータブルレコーダーということで、録音テープ、CDと録音が付いた録音機、あと盲人用時計、そういった部分で、私の知り得ている給付対象者の給付の品目の中では、テープレコーダーの給付といった部分が視覚障がい者の中で、確か去年の部分の中ではあったかなというふうに思っております。

それで、こういった障がい者の方の給付の町としての対応のやり方なのですが、品目的にはすごい数の品目がございまして、広報等にこのすべての品目を載せたということはないのですが、ただ、同じ障がい者同志の中で、この方の給付になったということで自分は該当になるのかだとか、そういった部分での話を聞いて役場のほうに相談に来られて給付の対象となったと、そういった部分では、そういったケースのほうで正直多いかなというふうにも考えております。あと、例えば腎臓機能障がいの方で人工肛門を付けている方だとか、そういった部分については病院のほうで、相談員の方からの指導だとか、あるいはお医者さんからの指導やなんかで、それは通常は給付の対象になるよだとか、そういったことを教えてもらって役場のほうに申請に来

られたとか、そういった部分で現在のところは対応しているのが現状でありまして、電話だとか窓口に来てもらって、それで対象になるかどうか調査の上給付をしているというのが今の現状だということでご理解をお願いしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 視覚障がいの方は私の自治会にも1人いらっしゃって、広報を届けても回覧板を届けても読めないということがあります。それで、私はなるべく私から届けるときは会って話をするというような形で少し配慮、少ししかしていませんが、少し配慮をするようにしているのですが、やはり見えないということは非常に大変なことなのだというふうに思うのです。例えば、声の広報は、家族がいらっしゃる方であれば家族に読んでいただくとかできると思うのですが、おひとり暮らしの人も結構いらっしゃいますよね。そういう方たちに広報をどうやって届けるかということで、声の広報があるから私は聞いているよという人もいらっしゃいますけど、この声の広報というのは、視覚障がいの方全員に届いているものなのでしょうか、わかりますか。社会福祉協議会がやっているということなのであれなのですが、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 今お話のありました社会福祉協議会で実施をしております声の広報の部分なのですが、先ほど町長の答弁の中で1級の視覚障がい者の方6人と、在宅をされている方6人ということで答弁申し上げましたが、声の広報を今現在利用されている方は3人というふうに社協のほうからお聞きをしております。以前は4人いらっしゃったようなのですが、希望者ということで社協のほうではとらえているということで、現在希望されている方は3人ということで、ボランティアの方が録音したやつを届けているというのが現状ということでお聞きをしております。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 町の情報が、ご家族がおられる方で例えば家族が健常者であればさまざま情報は広報等で入って来るとは思いますけれども、私がお話を伺った方は、いろんな大変なことがあるのだよと言ってました。私も大変なことがあるのだろうというふうには思っていたのですが、ちょっと頭をガンと殴られたような気もし

ました。一つは、町の図書館に要するに音声で読書ができるものがないということです。今はCDとかカセットで読書ができる時代なのだと。それはそうなんだというふうに思いますが、声の新聞だとか、週刊誌も何とかいう週刊誌は声で出ているので買って読んでいますというような人もいました。やはり図書館、うちの町は図書室ですけども、そういうものが何か視覚障がい者の利用できるようなものが何かあるか聞いてみたのですが、点字の入門書ぐらいしかないですというような話で、それではちょっと視覚障がい者の方たちの真っ暗な中に、声で色や形を注ぎ込むというようなものがちょっと欠けているのかなというふうに思いました。それから、私たちは例えば物を見て危なければ、危なくてよけたりなんかできるのですけれども、例えば交差点の冬などは、除雪の仕方によって非常に危険なのですよという話もありました。やはり少数の非常に不自由な人たちのことを、やはり数が少ないからといって無視できるのではないかというふうに思いますので、あらゆる場面で想像力を働かせていただいて、行政全般にわたって、そういう思いやりというか、そういう立場に立った行政を少しでもやっていただければというふうに私が聞いた方がおっしゃってました。それについて何かあればご答弁ください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ちょっとなるほどなという図書室の部分についても、それは行かれたからわかっているのだというふうに思います。そういったことも含めまして、それから除雪の部分もあります。数が少ないからしないとかということではなくて、それではどういう形がいいのかというのは、ちょっと簡単にそう思いつく状況でもありませんけれども、そういったことも配慮をどうしたらできるのかということも担当を含めて、実際にそういう方たちの声を聞きながらできることは進めていきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 本当に私たち目が見えるものにとっての何でもないことが、全然目が見えない方たちにとっては非常に怖いことなのだ、あるいは不自由なことなのだということが今回私この質問を取り上げることでわかりましたので、皆さんも少しは共有いたしましょう。

次の風疹の対策なのではございますけれども、先ほどご答弁がありました。私も3人子どもがいて、どの子どももみんな風疹の予防接種をしていると思っていたのですが、実はうちの次男坊が風疹の接種をしていないということで、実は次男坊の嫁が今妊娠しまして、私たち家族みんな戦々恐々として早く12週過ぎてくれというふうに思っているところなのです。うちの息子は美幌町に住んでいますから、ここではないのであれなのですが、家族の思いというか不安というのは、すごくよくわかります。また、女性が例えば風疹にかかると、妊婦さんが風疹にかかると、発生率というのは50%なのだそうです。それで、妊婦さんは、そこで産むか産まないかの辛い決断を迫られるというようなことが最近たびたびテレビなんかでも取り上げられているところです。私も女で気持ちがすごくよくわかって、そういうときにどうするのだろうというふうに、自分でもそうなったときにどうするのかなというふうに思いますけれども、そういうことが起きないように、先進国でこんなことが起きているのは日本だけだというような報道もありますが、やはりこういうことを国の風疹対策というか予防接種行政ということがコロコロ変わっているということもあるのでしょうかけれども、やはり現場でそういう人たちに対応する行政として、今回津別町、他の市町村の動向を見ながら判断するというような先ほどご答弁でした。今朝の道新読むと斜里町議会もそういうご答弁だったというようなことが載ってございましたけれども、やはり首都圏あたりでは職場ぐるみで、いつだれに移すかわからないから職場ぐるみで集団接種をするというような企業も出ているというふうに見ましたけれども、やはりうちの町もまだ出てないかもしれないのですが、これだけ人が交流する時代ですので、やっぱり積極的に予防に走り出すべきなのじゃないかというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） おっしゃることも確かにそうだというふうに思います。今北見管内では4名というふうに聞いているところでございますけれども、大きな都市、北見管内で北見市さんと網走市さんがやることで進めているということでございます。心配は確かにあります。実は、私も今娘が里帰り出産で帰って来てますけれども、私もワクチンは打っておりませんので、この間ちょっとかゆくなってきたときに危ないなど思ったりもしたのですけれども、それではないということで安心したところであ

りますけれども。テレビなんかこう見ていると、19歳～49歳と、それから妊娠している女性の夫ということに限ること自体がおかしいのではないかという医師の先生もテレビでお話しされているのを見ました。大阪の富田林市では全部打つというようなことも、お医者さんそのものが接種料はいらぬということでボランティアでやっていると。あと薬代等々はいただくということで、そういう町も市や町があるようにテレビで見たわけでございますけれども、今大体もし19歳～49歳までの方と、それと妊娠している方の、希望される方の夫というふうに想定しますと概算ですけれども、恐らく津別の町では325人ぐらいになるのではないかというふうに思われています。仮に同じように2,000円を自己負担として、ほかの市や町と同じようにやるということになれば、仮に津別病院に行った場合、1人に対する助成金というのは1万1,300円から2,000円を引いた9,300円ということになります。これに325人を掛けますと約300万ちょっとということになります。こういったこともありまして、例えば、お医者さんのほうで先ほどの富田林市みたいに皆さんに打っていただくということでボランティアみたいなことも含めてやっていただけるものなのか、北見市の医師会のほうでは8,400円で接種をするということで、ですから2,000円の自己負担でいけば6,400円が市の補助金ということになります。そういった実際にやる上では、お医者さんとも協議をしながら進めていく必要がございますので、今回の6月末にはちょっと間に合いませんけれども、もう少しということ、そうずっと雪が降るまでずっと様子を見るということではなくて、動きをできるだけ早くとらえて、しかるべき対策は考えていきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） この夏がピークと言われているようですので、できるだけ早く対応していただけるということなので、質問をこれで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 次に、8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） [登壇] それでは、最後になりましたけれども、先に通告の質問を行いますので、わかりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

質問の大綱としましては、中央公民館の管理運用のあり方ということでございま

す。内容的には、中央公民館は町民の文化芸術活動の拠点施設として永年にわたり広範、多岐にわたる利用がなされているところであります。今年から、教育行政方針において分離されて、社会教育施設の中核を成す中央公民館については、適正管理に努めるとうたわれておりますが、先般の大規模行事の団体利用で、機器設備の面で教育委員会の配慮不足と言いますか、そういうふうなものもちょっと見受けられ、担当職員もいなかったというふうな形でやむを得ず、余りわかっていない警備員に聞かざるを得ない実態等がありました。主催者が困惑する不手際や遺漏が散見されたということで、今後の教訓や警鐘を鳴らす意味合いを込めて、次の点について伺いたいと思います。

1点目、町民が利用しやすい施設とするため、設備管理等の基本的な考えについて伺いたい。

2点目、使用設備や備品の点検はどうされているか。

3点目、大規模行事での担当職員の配置についてどう考えているか。

4点目ですけれども、利用しやすい施設とするため、今後に向けて検討されている改善策はあるかということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 谷川君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（林 伸行君）〔登壇〕 ご質問の町民が利用しやすい施設とするため、設備管理等の基本的な考え方はあるかについてお答えをいたします。

中央公民館は昭和 57 年 10 月に開館し、以来、昨年の実績だけを見ても利用回数は 1,026 回、利用人数では 1 万 8,500 人、また利用内容は講演会、発表会、交流会、式典、会議、サークル活動など幅広く、季節を問わず多くの個人・団体の皆さんに利用いただいているなど、町民の生涯学習振興のために大きな役割を果たすべき施設、社会教育を総合的に推進する中核施設として利用いただいている施設であります。そうした考えから、施設や設備の管理、運営は、公民館におけるさまざまな活動が社会教育法に定める目的を達成できるよう町民の主体的な学習活動を積極的に支援するとともに、できるだけ利用者の自主的な運営を基本としながらも、必要に応じて学習機会、発表会のサポートや利用者の利便性を考慮した対応、また音響や照明設備につきましては、

利用内容に応じて職員がサポートするなどの対応を図ってきているところです。

次に、使用設備や備品の事前点検は行われているかのご質問ですが、音響機器につきましては、適宜、業者による点検をしており、今年度も7月中に専門業者による点検を実施することとして、既に委託契約を結んだところです。なお、舞台照明や機器類のうち、年に数回しか使用しないものは、普段は電気代の節約のためコンセントを抜いていたり、ほとんど使用していない備品等が整理されていない現状にあることから、これら備品の整理区分、あるいは処分も含めて利用される皆さんに混乱が生じないよう改善を図ることが必要であると受けとめており、以後適正管理に努めたいと思っていますところでもあります。

3点目のご質問であります。大規模行事での担当職員配置はどうなっているかについてお答えいたします。基本的には備え付けの機材の操作等を含めて、公民館を利用される皆さんで対応いただくこととしておりますけれども、町民文化祭とか公民館周年行事などで音響施設や舞台照明を必要とする町の共催、後援事業などにつきましては、事前に要請があれば職員が対応しており、昨年度は7件の行事に職員を音響、照明担当として配置しています。

最後に利用しやすい施設とするため、今後に向けて検討すべき改善策についてお答えいたします。まずは、これまでは対応してきておりませんが、今後、町の共催、後援事業につきましては、公民館の利用申し込み時に、あわせて職員派遣要請が必要という項目なり様式を早々に整備したいと考えています。また、通常、自主運営していただく事業等でも、何かトラブルがあったときや、初めての方が取り扱う場合があることなどに備え、機器や施設管理運営のためのマニュアルの作成も急ぎたいと考えています。いずれにいたしましても、館の使用申し込み時に、申し込まれた方から使用施設や機器に対する聞き取りや、十分な説明を行うことは基本中の基本であり、早速徹底したいと考えております。このたびの社会教育団体の記念すべき事業において、担当者の確認不足、説明不足、配慮不足等により利用者や来場された皆さんに不快な思いや、トラブルを生じさせた点は大いに反省すべきであり、今後再び同じことを繰り返さないよう、対応しなければならぬものと考えています。

ただいま申し上げました再発防止策はもとより、町民のだれもが利用しやすい町民

のための公民館を目指して管理運営をしてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） それでは、簡潔、非常にわかりやすい答弁をいただきましたけども、何点かだけ再度質問をさせていただきます。

まず、1番目の町民が利用しやすい施設とするためということでございまして、大枠では理解をいたしましたけども、上段のほうに書いてあります利用者の自主的な運営を基本とするというふうなことについて、活字はわかるんですけども、自主的運営とおおむねどの程度の範囲なのか。話を聞くとところによると職員の方についても、外部の人に余りさわらせてがらないというふうな話も聞きます。あれはだめ、これはだめというふうなこともいろいろ言われた方もいるようでございますけれども、自主運営と外部のタッチの仕方と言いますか、その辺の兼ね合いについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 自主運営の定義というものは定まったものはありませんけども、これまでの対応が基準になってるというふうに思っているところです。舞台発表がある場合、音響、それから照明、照明も大掛かりなものを使うだとか、スポットを使うというような、そういうものについてはやっぱり技術だとか知識等も必要としますので、そういったことについては当然対応していくことになると思いますし、そういった事前の聞き取りの段階で、事前の申し込みの段階で、どういった使い方をするのかということについては、今後しっかり確認するということを基本にしてみたいというふうに思ってます。その上で自主運営してくれと言っても、そういう知識や技術がなければできないものもあると思いますので、それは柔軟に対応していきたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） わかりました。それで、2点目の関係に移りますけども、定期点検をされているということについてはわかりましたけれども、使用前の設備点検はその都度すべきでないのかなというふうに思いますけども、これについてされてい

るのか、されていないのかを伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（佐藤美則君） 設備点検でございますが、行事のたび、そのたびごとに事前に点検ということは行ってはおりません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） それで、答弁はわかりましたけれども、やはり教育委員会として町民に貸すわけですから、やはり事前に細かいものは別かもしれませんけれども、やはり目慣らしをするというのは、やはり基本でないかなというふうに思いますので、この点については今後十分配慮なり留意をしていただきたいなというふうに思います。この点終わります。

3番目ですけれども、担当職員の配置、大きな事業等については、その用意があるというふうなことですけれども、一定規模以上の行事等については、やはりトラブルがあつて職員を呼んだのでは、やはり急に間に合わない。それから、お客さん等からもいろいろ批評を受けたり批判を受けたりしますので、これは時間外の問題もありますけれども、回数にもよるんですけれども、やはり一定程度職員配置について、十分これは検討をいただきたいなというふうに思いますので、この点について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） 先ほどもお答えしましたけれども、申し込み時にどういった使い方をするのか、どういった規模で使うのかということの確認は当然すべきだろうというふうに思っています。正直、社会教育グループのほうの職員が昨年1人、その前に2人ということで減っているという状況の中での対応で、ご不便をおかけしているところもありますけれども、他町の例では、そういう機器に明るい方を町民から募って5、6人でそういう組織をつくって、そして利用団体から申し込みある時にボランティアで対応すると。ボランティアでも多少有償というようなことで、利用者からボランティアの方々に謝礼を払うというような仕組みをとっている所もあります。本町に果たしてそういう人材がいるのかということもありますけれども、そういった

ことも含めて、できるだけ利用者の方に不便がないように、また、何かあったときに最低でも自分たちで対応できるようなマニュアル、そういったことについても考えていく必要があるということで先ほどお答えさせていただいたとおりでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、谷川忠雄君。

○8番（谷川忠雄君） 最後に総括になりますけれども、今回質問や指摘をせざるを得ない施設管理の実態があったということについて、十分に肝に銘じられまして、今後の適切管理に努められたい。再度このような指摘がないようにされることを強調いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（林 伸行君） ご指摘のとおり今回の対応についてご迷惑等をおかけした点については、本当にお詫びを申し上げたいなというふうに思います。今後の同じ轍を踏まないようにするために、今申し上げた内容についてしっかり取組んでいくということで、あわせまして職員の意識、これも公の施設でありますので、利用される皆さんの満足度を高めるというようなことについても意識を変えていく必要があるんだろうなというふうに思っておりますので、その辺についても徹底していききたいなというふうに思っておりますので、利用された皆さんにもよろしくお伝えいただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） これで一般質問を終わります。

◎議案第53号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第53号 津別町子ども・子育て会議設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第53号 津別町子ども・子育て会議設置条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、津別町子ども・子育て支援事業

計画の策定及び推進を図るため、子ども・子育て会議の設置条例を制定するものであります。

それでは、説明資料によりご説明申し上げますので、資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。はじめに条例制定の趣旨ですが、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村は、国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項や参酌標準等に踏まえ、地域での子ども・子育てに係るニーズを把握し、町内における新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになります。この策定した計画を基に、給付・事業が実施されることになるものです。この策定に当たっては、広く住民各層の意見を計画に反映させるため、子ども・子育て会議を設置するものです。

二つ目の計画の期間ですが、この計画は次世代育成対策推進行動計画が平成26年度で終了するものですから、その後の平成27年から31年までの5ヵ年間の計画を立てることになります。現在ある次世代育成支援対策協議会、放課後こどもプラン運営委員会をこの会議に統合していこうと考えております。

三つ目の子ども・子育て会議の組織でございますが、委員数を16人以内とし、教育委員会とも協議をしながら子育てに関する活動を行う団体として、ちびっ子クラブ、青葉幼稚園父母の会、津別保育所父母の会、活汲保育所父母の会、本岐保育所父母の会、子ども会育成連絡協議会から6名、保健福祉関係者といたしまして、社会福祉協議会、社会福祉法人夢つべつ設立準備会から合わせて2名、児童福祉関係者として民生児童委員から1名、教育関係者といたしまして小中学校校長会、社会教育委員、教育相談員、学校教育振興協議会保健サークルから合わせて4名、その他町長が必要と認めた者ということで、連合PTA、あと公募2名で合わせて3名を考えてございます。任期につきましては2年を予定してございます。

四つ目の計画に盛り込む事項についてですが、①として圏域の設定。②といたしまして幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需要の見込み。③といたしまして幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保の内容及びその実施時期。④といたしまして幼児期の学校教育・保育の一体

的な提供を含む子ども・子育て支援の推進方策。⑤といたしまして任意的記載事項になりますが、産後休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策、都道府県が行う事業との連携方策、職業生活と家庭生活との両立に関すること等を計画の中に盛り込んでいく形になります。

子ども・子育て会議において、幅広く意見を聞きながら平成25年度、26年度で計画を策定して進めていきたいと考えています。

それでは、条文のほうをご覧願いたいと思います。

第1条の趣旨は、先ほど申し上げたとおりでございます。

第2条の所掌事務ですが、子ども・子育て支援法第77条に定められていることについて行っていくということになります。

第3条の組織は、委員は16人以内で子育てに関する活動を行う団体、保健福祉関係者、児童福祉関係者、教育関係者、その他町長が必要と認めた者から選出し、公募の委員も2名を予定しております。

第4条の委員の任期は2年としています。計画策定まで2年かかりますが、委員の構成上、子どもの成長により、人の変わりが早い部分もありまして、今回2年ということに定めさせていただいております。

第5条につきましては、委員長、副委員長の規定。

第6条につきましては、会議の規定を定めてございます。

第7条につきましては、意見の聴取、必要であるときは関係機関や関係者の出席を求め、意見を聞くことや資料の提出を求めることができるというふうに定めております。

第8条の庶務につきましては、保健福祉課で処理をしていくと。

第9条につきましては、委任事項を定めております。附則につきましては、この条例は、公布の日から施行するというところでしてございます。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 54 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 54 号 津別町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 54 号 津別町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例は、社会福祉法の規定に基づき津別町地域福祉計画の策定及び推進を図るため、地域福祉計画策定委員会の設置条例を制定するものであります。

説明資料によりご説明を申し上げますので、資料の 2 ページをご覧願いたいと思います。はじめに条例制定の趣旨ですが、地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条を法的根拠とする計画で、現在、高齢分野におけます「第 5 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」障がい分野では「第 3 期障がい福祉計画」、児童分野では「次世代育成対策推進行動計画」が平成 27 年度からは、先に説明がありました子ども・子育て支援事業計画に、健康分野では現在計画を策定中であり「第 2 次健康づくり計画」、これらの計画を内包する計画として策定するものであります。また、地域福祉を推進をする社会福祉協議会が策定をしています地域福祉実践計画とも一体的に策定をするもの

であります。

二つ目の計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間となります。

三つ目の策定委員会の組織は、委員数を 15 人以内とし、社会福祉協議会と協議をしながら、保健・医療福祉、教育関係者などから選出をし、公募の委員も 2 名を予定をしております。三つ目の計画に盛り込む事項についてですが、①として地域における福祉サービスの適切な利用の促進。②は地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達。③は地域福祉に関する活動への住民の参加の促進。④は要援護者への支援方策について。それぞれ行政、社協、福祉団体、住民など、それぞれの役割分担も含め計画に盛り込んでいく予定であります。

これらの策定に当たりまして、4 として昨年度北海道の補助事業でかかわりを持っております名寄市立大学の協力もいただきながら、策定全般についてアドバイスを受け、この計画の策定を進めていきたいと考えています。また、庁内的には住民の生活全般にかかわる課題であることから、職員研修会やワーキンググループをつくりながら、平成 25 年度、26 年度で策定を進めていきたいと考えています。

それでは、議案の条文をご覧願いたいと思います。第 1 条の設置は、先ほど趣旨で申し上げたとおりでございます。第 2 条の所掌事項では、第 1 号で計画の策定、第 2 号で計画の推進として挙げていますが、策定後も毎年計画どおり推進が図られているのか活動の評価もお願いをすることを予定をしております。

第 3 条の組織は、先ほど申し上げた委員は 15 人以内で、保健、福祉、医療関係者、教育関係者、学識経験者、関係町民団体等の代表者、その他町長が必要と認める者ということで、公募の委員として予定をしております。

第 4 条の委員の任期は 3 年としております。策定まで 2 年、残り 1 年は計画の進捗状況を確認していく年として、3 年と定めたところでございます。

第 5 条の委員長及び副委員長の規定。

第 6 条の会議の規定は、記載のとおりでございます。

第 7 条の意見等の聴取は、必要であるときは関係機関や関係者の出席を求めて、意見を聴くことや、資料の提出を求めることができると規定をしています。

第 8 条の庶務は、保健福祉課で処理すると定め、第 9 条は委任事項を定めたもので

あります。

附則では、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 55 号 津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） ただいま上程されました議案第 55 号 津別町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

最初に今回の条例改正の趣旨についてですが、東岡線の乗車方法については、学校統合以来スクールバス運行をしてまいりましたが、地域及び保護者の要望もあり、乗車方法を地域住民の方々も乗車できる住民混乗スクールバスに変更し、利便性を高めようとするものです。

それでは、改正の内容についてご説明を申し上げますので、説明資料3ページの新旧対照表をご覧ください。津別町スクールバス条例の一部を改正する条例につきましては、第2条にあります表の一番下の東岡線の乗車方法を「児童生徒」から、「住民混乗」へと変更しようとするものであります。

議案の条文にお戻りください。改正案文につきましては、新旧対照表による内容を整理したものですので説明を省略いたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上、改正内容についてご説明といたしますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第56号 津別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（石川 篤君） ただいま上程になりました議案第 56 号 津別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由で申し上げましたとおり、本年 4 月 1 日より事業開始している一時保育事業の条文について、字句の訂正が必要なことから、条例の一部を改正するものであります。

説明資料の 4 ページをお開きください。新旧対照表で第 7 条、「保育所」は、と書いてございますが、これが「町長」は、一時保育事業を行うというような形になるものでございます。

条例の条文につきましては、第 7 条中「保育所」を「町長」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日より適用させるという内容でございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日はこれで延会いたします。

明日は午前10時再開といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時 28分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員